

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年12月7日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから平成30年平泉町議会定例会12月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

通告4番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

おはようございます。高橋伸二でございますが、さきに通告をしてございました3点についてお聞きをするものであります。

1つは、防災行政無線設備の現状と課題についてであります。

ご案内のように、防災行政無線の設置とその整備目的については、防災行政無線施設の設置及び管理運営に関する規程と、無線施設管理運用要領の中でそれぞれ定められております。

現行のアナログ式防災行政無線システムが、電波法の改正によりまして、平成34年11月をもって終了することが決まっております。本町においては、後期基本計画の中において防災行政無線のデジタル化への移行に伴う整備事業が明記をされております。既に一部でデジタル化への設備更新も行われてきているわけですが、改めて防災行政無線のデジタル化移行に合わせた難聴区域解消対策と、今後の防災行政無線の環境整備について伺うものであります。

2つ目は、災害弱者緊急通報システム事業があるわけですが、この事業の現状と課題についてであります。

本町の災害弱者緊急通報システム事業実施要綱は、平成7年1月に施行されております。この

要綱は、両磐地区消防組合と旧一関市と6町2村が一体となって運営する事業として施行されてまいりました。平成23年9月に藤沢町が一関市に編入合併をしたわけですが、このように平成7年の施行当時から要綱の環境が変化をしているわけであります。そこで、町の災害弱者緊急通報システム事業運営の現状と実施要綱の見直しについて伺うものであります。

3点目は、世界遺産林の現状と育成基金条例の充実についてでございますが、平成18年12月に平泉町世界遺産林育成基金条例が公布をされました。そして、翌年の4月に町主催で世界遺産林植樹祭が開催をされてきたところであります。

植樹祭の趣旨は、将来的な史跡の復元、整備に必要な用材の確保と地域住民の里山に対する意識の高揚を図ることとして開催されたと記録があります。平成19年5月号の広報ひらいずみなどによりますと、600平米の敷地に青森のヒバ200本を植樹し、将来の森林の成長を願い、丁寧に苗木を植えたこと、孫の世代に有効に利用できるよう大事に育てていきたいというふうに報じられています。

そこで、町の世界遺産林の現状とそこに見える課題、そして今後の育樹を推進する造成事業に係る育成基金の積み立てについて伺うものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、最初の1番の防災行政無線設備の現状と課題についてのご質問の、防災行政無線のデジタル化移行に合わせた難聴区域解消対策と今後の防災行政無線の環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

平泉町の防災行政無線につきましては、平成7年度において屋外拡声子局9基と、全世界帯に戸別受信機の設置整備を行い、平成8年度から運用を開始したところであります。その後、平成24年度において、災害時における避難場所等の通信手段確保のため、移動系防災行政無線整備として各地区公民館等に移動系の防災行政無線を設置したところであります。その際には、一部デジタル化の整備もあわせて行い、屋外拡声子局を新設で2基、また既存の屋外拡声子局3基をアナログ方式からデジタル方式へ更新を行い、一部デジタル化の整備を図ったところであります。

デジタル化の移行につきましては、国におきましても防災行政無線のデジタル方式への変更が進めており、電波法令等の改正により、現在のアナログ方式の防災行政無線設備は平成34年11月までしか使用できないこととなっております。また、既存の防災行政無線は設置から20年以上経過しており、老朽化への対応から、町でも平成32年度において電波伝搬調査を実施し、その結果を踏まえ、平成33年度にデジタル方式への移行整備を予定しているところでございます。

次に、2番の災害弱者緊急通報システム事業の現状と課題についてのご質問にお答えをいたします。

災害弱者緊急通報システムにつきましては、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度身体障害の方などの急病、火災等の緊急時の通報手段として、平成7年から一関市消防本部と一関市、平泉町が一体となって運用を行っております。町におきましては、利用者宅端末機の設置、点検、撤去など維持管理を行い、本年4月現在92台の貸し出しを行っております。

一関市消防本部におきましては、年間およそ50件前後の通報があり、救急車両の出動や安否確認など、緊急時の対応を行っております。

実施要綱につきましては、平成7年当時、一関市とともに作成いたしました災害弱者緊急通報システム事業実施要綱で運用している現状ですが、より運用実態に即した形にするため、見直しを検討してまいります。

次に、3番の世界遺産林の現状と育成基金条例の充実についての、町の世界遺産林の現状と課題、育樹を推進する造成事業に係る育成基金の積み立てについてのご質問にお答えをいたします。

世界遺産登録を目指している中で、平成18年に岩手日報会から、将来の史跡整備や歴史的建造物に用いる木材の造林事業に生かしてほしいとして、町に500万円を寄附いただきました。町ではこの寄附金を原資として、平成18年度に世界遺産林育成基金を設置いたしました。そして、平成19年4月に植樹祭を開催し、宇大沢地内の町有地約1ヘクタールを対象に、ヒバ、杉、ケヤキ、クリを植樹、育成してまいりました。

森林組合に委託して8年間、植樹や下刈りをしてきましたが、一定程度の生育を得たことにより、平成27年度からは下刈りは実施しておりません。

現状としては、植樹祭のヒバの生育は良好で、高さは8メートル前後になっており、杉、クリ、ヒノキも普通に生育しております。基金残高は平成29年度末で170万2,543円となっております。

課題としては、100年以上の長期にわたる息の長い事業をどのように実施していくかにあります。

史跡整備に備えた造林事業は全国的に見ても数少ない事例であり、文化遺産や自然環境の保全に対する地元住民の熱意を象徴するものとして評価されているところであります。世界遺産林にかかわることで、世界遺産を継承していく一員としての自覚と誇りを持つ機会になり得るものと考えております。

今後も森林組合に教授をいただきながら、適切に管理していく一方で、育樹事業などを開催して町民に参加いただき、保全の精神を発信できる世界遺産林として育成してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それぞれ回答をいただいたわけですが、まず防災行政無線の関係についてお伺いをいたします。

電波法の改正によって、いわゆるアナログ方式の使用期限が区切られていると、そして、国としてもアナログ方式からデジタル方式への移行を推奨しているわけですが、その中で、何らかの

公的な助成というのは、設備更新に係る公的な助成というものはあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

デジタル化移行に伴う助成ということのご質問でございますけれども、補助金、交付金等の助成という形ではございませんけれども、デジタル化整備に対しまして、防災対策事業債という起債を借り入れることができます。その起債につきましては、充当率が90%でございます、その90%の充当率のうちの50%が将来的に交付税に算入されるという起債がございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そうしますと、防災事業債があって、予算で算入されてくると、こういうことですから、比較的設備更新にはゆとりがとれるというふうに思うのです。

そこです、わかっているけれども結構なのですが、古い話ですからあれですが、お聞きをするのですが、平成8年に町で初めて9基の拡声子局をつくったわけですね。このときに広い町内の中に9基で場所を選定したわけですが、その選定理由などの記録、あるいは基準としたものは残っているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

当時、設置するに当たりましての仕様書の中に、2項目ほどございまして、まず1つが、主として地域内の公民館と公共施設用地に電柱を立て、受信拡声装置を取りつけ、親局からの電波を受信して拡声通報するということが1つでございます。それから、主として地域活動の中心となる集会所等のほか、地域の音響伝達効果を考慮した用地に設置するというふうな内容で設置をしたものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そうしますと、2つの基準みたいなものがあったということで、地域の公民館、そうしたものが21あるわけですが、実際は9基だということですね。そうすると、その後ですね、平成24年度に屋外拡声子局を2基増設をしていますね。その際に、4区と6区の行政区のところにつけているわけですが、これを選定をした理由、基準というのはどのようになっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

平成24年度に整備した際につきましては、各公民館等に対して設置するというようなことも実施したわけでございますけれども、移動子局として設置したわけでございますけれども、その際に、移動子局の電波受信が確保できるようにするためということで、特にも4区、6区が電波の状況が悪いというような地域でございましたので、その2地区につきまして新たに新設をさせていただいたところでございますし、その際にデジタル化に移行したというようなところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

拡声子局と移動子局というのは、そもそもが持つ目的が全く別のものでありまして、拡声子局というのはいわゆる屋外子局を使って、屋内端末で聞き取れないものというかな、例えば屋外作業をしている人たちが、その拡声子局でもって情報を知り得るための手段として使われているわけです。

時間も限られていますから、その議論だけしていてもしょうがないので前に進みますけれども、屋外拡声子局、現在11あるわけですけれども、この11でもって拡声子局からの情報の難聴区域、これが現在も存在しているというふうな認識はお持ちですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

懇談会等で地区の皆さんからお聞きすることがございますので、実際的には一部難聴区域が存在しているというようなことは認識してございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうするとですね、後ほど触れますけれども、防災行政無線の運用細則がありまして、その運用細則の2条2項の中にですね、いわゆる地方自治法を精神を生かした活用をするのだということが述べられているわけですね。明記をされている。

そうすると、現に住民からですね、情報の難聴地域、私のところはありますよというふうな情報を承知をしているわけなのですが、それに対して、例えば可聴調査、可聴調査というのはどの地区が聞こえるか聞こえないかという調査、この可聴調査を実施してきたという実績はございますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今まで現在において調査はしてございません。ただ、平成33年度のデジタル化移行整備を予定してございますので、平成32年度につきましては、いずれ電波の伝搬調査、それから音の音達調

査を実施させていただきますして、拡声器の増設またはその方向調整等によりまして、難聴区域の解消に努めてまいりたいというようなことでは考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わかりました。いずれ積極的な答弁をいただきましたので、あれです、議論がかみ合って大変うれしいのですが、1つだけ確認をしておきたいというふうに思うのですが、現行の屋外拡声子局、これで伝搬調査を行うということなのですが、いわゆる伝搬調査と、それから可聴調査というのは全く別次元のものでありますから、可聴調査も行う、先ほどは課長は音の到達調査という表現をされましたけれども、到達調査をする、そしてスピーカーの方角とか角度というのですか、そういうものも検討の中に入れていただく内容の答弁をされたわけなのですから、端的にお聞きをしますが、デジタルシステムからアナログシステムに設備が更新をされて、そのまま難聴地域が解消されるという認識ではないですね。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

アナログからデジタルに改修したことによって、難聴区域が解消するという認識は持っておりません。ただ、デジタル化したことによって若干ですね、若干よくなったという声も聞くところがございますので、その辺での解消等ももしかしたら期待できるのではないかなというところもございますけれども、いずれ最終的には、伝搬調査、伝達調査の中での対応ということとさせていただきますというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

デジタル化にすることによって、放送の音質が改善をされる、あるいは雑音が受けにくい、入りにくい、さらには他の無線通信から妨害を受けない、そのようなメリットがあるわけですから、電波そのものの伝搬というのは直接的には変化がないわけですから。そうするとですね、残ってくる課題というのは、現存している拡声子局からの難聴区域をどのように把握をして、そして、その区域の解消のために新たな拡声子局を設置をするのかと。これが課題として見えてくるわけなのです。

そこで、冒頭にお聞きをしました防災対策事業債というのが有効に町として活用していくと、そのことが地方自治法2条2項に明記をされた、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を生み出しなさいと、このようになっているわけです。そして、本町の防災無線施設の運用細則にもそのことを書いているわけですね。したがって、これは当然にしてですね、町内の難聴区域を解消しなければならぬということのはっきりしているわけです。

ちなみにこれは奥州市、衣川、いわゆる衣川村時代のやつなのですけれども、昭和63年に20基を新設してスタートしたわけなのですが、その後、平成元年に30基を追加したと。これはスピーカーの方向とか何か全部入っているやつ、奥州市の市役所からいただいたのですが、これぐらいのやっぱり地道な対応というのが本町でも求められてきているというふうに思いますので、ぜひ平成33年度までに行うというその音声到達調査なりスピーカーの角度の問題なり、そういったものについてしっかりと取り組んでいただきますように、関係者との連携を密にさせていただきたいというふうに思います。

そこで、最後にこの関連でお聞きをしますが、いわゆる可聴調査を今までしていなかったと。しかし住民からは聞こえないという声があると。こういうことなのですね。

そうすると、本町の防災行政無線の規程第2条に設置目的が書いてありまして、それぞれ施設の保守点検条項が16条に明記をされております。その中で、規程に定める四半期ごと、そして半年ごと、1年、こうした定期的な調査、これをやれということが定められているわけです。しかし、これは別表がついていますから、その別表を見てみますと、いわゆる素人では調査できない中身なのです。これは専門的なスプリアスの調査とか、電波の到達強度というのですか、そういうものを調べなさいということで、専門の業者あるいは機械器具がないと調べられない。したがって、多分その取り扱いは、必ずしも万全に行われているものではないというふうに思いますので、特に今回の改修に当たって、そうしたみずから定めた規程の取り扱いというのもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに、最後に求めておきたいと思います。

次に、災害弱者緊急通報システムの現状と課題についてお伺いをいたします。

先ほどの町長答弁は極めて簡潔な答弁をいただきました。システム実施要綱が運用実態に即した形に見直すと、このような答弁がされたわけです。

既にお隣の一関市は、冒頭申し上げましたように、平成7年につくったこの実施要綱を、藤沢町の合併を受けて、平成27年4月に新たな実施要綱として見直しをして施行しているわけです。

そこでお伺いするわけですが、本町の既存のその事業実施要綱が、大筋の部分では読みかえで見直しに対応できるのだらうというふうに思われます。そこで、見直しに当たって、平成7年に施行された本町のこの実施要綱に定めております、あらかじめ組織された地域協力体制というのがありますが、この地域協力体制というのはどういう組織を指すのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

平成7年の要綱上は、確かにあらかじめ組織された協力体制というのがありますけれども、当時の状況を詳しくわかるわけではなかったのですけれども、一関の消防本部などにも確認いたしますと、民生委員を中心といたしまして、その協力が必要な方を取り巻いて体制をつくれれば、それがベストだというような形を目指したということがありますけれども、現実にはその体制、例えば名簿をつくったり規約つくったりするまでには至らなくて、実際には、現在は民生委員さんを中心といたしまして、ご親族、それから近隣を含めた形での協力、体制まではいきませんが、

協力するという意思表示をいただいて運用しているというふうな実態になっているということを確認しております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わかりました。そうした組織は現存していないということですよ。

今課長がお答えいただいた中身というのは、実は実施要綱の中にこのように書いてあるわけです。この事業を円滑に運営するため、民生委員及び近隣協力員との密接な連携を保つことと、地域住民の協力体制を得られるよう努めると、このように明記をしているわけですね。ですから、組織としてはつくりなかつたけれども、既存しているそうした人材といいますか、こういう方々の協力を得ながら進めてきたということでございます。

ところがですね、関係するその民生委員などにちょっと私もお話を伺ってみたのですが、必ずしもこの本町の災害弱者緊急通報システム事業と、在宅高齢者の安全を担保をする上で、このように取り組んでほしいとか対応してほしいとかということについては、町のほうから具体的なものが示されていないということなのですよ。したがって、そういう意味では住民組織への、あるいは協力員と言われる民生委員とか、そういう方々に対する、町が求める、あるいは、何のためにこの災害弱者救援システムがあるのか、そこにかかわってどういう任務といいますか、協力を求めるのか、そういうものを関係者にしっかりと周知をし、理解をしていただきながら協力を仰ぐということが求められているのではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

協力体制の中で、特に民生委員さんは重要な存在ということで、毎年平泉町の高齢者サービスの概要版といいますか、そういうものをつくりまして全戸配布していますし、あと、民生委員会議のときにはその説明もいたしております。ただ、その中で民生委員さんからの要望なり改善点とかですね、そういうものを具体的に求めたということは、確かに余りなかったと思いますので、この説明をしながら、さらにどういう、さらに改善点、それからどういうふうになればいいとか、そういうものがあれば、今後そういうものを求めながら改善につなげていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

町長答弁にありましたように、現行の要綱の見直しについては必要なのだということですから、その見直しの過程の中でぜひ、今お答えいただいた部分についてもメスを入れていただきたいというふうに思います。

そこでですね、その見直しに当たって1つ検討に加えていただきたいものがあるのですが、そ

れはいわゆる在宅高齢者がいるところの世帯で、同居している世帯員が昼間時間帯、いわゆる昼間の時間帯に仕事をしているために、実質的にいわゆる老人だけになる、ひとりになる、あるいは夫婦2人になると、このような世帯が存在をしているわけですが、そうした世帯がどれぐらいあるかということについては現状把握をされておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

昼間の独居とか高齢者のみの世帯については、現実には把握していないという状況であります。ただ、これを運用するに当たって、民生委員さんともいろいろお話をしながら、独居世帯につきましても、昼間ですね、独居世帯や高齢者のみの世帯についても支援が必要だということで対応してきた経過があります。また、今の要綱上でも、就労等によりひとり暮らし、それから高齢者のみの世帯になる方についても支援できるという形になっていますので、民生委員さんとの話し合いの中で、具体的な対応を今後ともしていきたいとは考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

課長の答弁で結構なのですが、そうすると、やっぱり現行の実施要綱、そしてそれに付随している別表がございますね。これについての見直しもしていかなければいけないというふうに思うのですよ。

それはなぜかといいますと、緊急システム事業の利用決定基準というのが別表に定められていると。一方で、実施要綱第2条でまた別のことが定められていると。その間にはですね、いわゆるそごがあるわけなのですよね。したがって、そこは統一性を持たせたほうがいだろうというふうに思いますので、それも検討の中に入れてほしい。

そこで、現に今課長からお話をいただいたように、システムのいわゆる昼間だけ独居老人、独居老人と言ったら失礼ですね、高齢老人になってしまうという人の希望者について、端末を配備をしてきていると、こういう趣旨のお話だというふうに伺ったのですが、いわゆる利用希望者があるとすれば、この実施要綱第2項で定めています重度の身体障害や持病を持った者というふうに限定をするのではなくて、世帯員の就労などによって、先ほど言いましたように昼間に実質老人世帯といいますか、になる方に対しても、この事業利用を可能とするような要綱に改めていくということが必要だろうというふうに思います。

財政的負担を心配する向きもあるかと思うのですが、現に施設に入所をするなどして回収などもしているというお話もされているわけですし、さらにも平成31年度にも新たな機器の購入計画もあるようでございますから、そうだとすれば、適用範囲を拡大を緩和をしても、何ら財政的には極めて軽微な支出にとどまるというふうに思います。そうした対応をすることが、まさに地方自治法第2条で言うところの住民の福祉増進につながるものだと、このように思いますので、先ほどお話をしました事業の目的と運用のあり方、そして協力体制をしっかりとつくり上げていた

だきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議員ご指摘のとおり、この要綱上は現実とちょっと、現実と離れたところもありますので、そこは見直しながら、そしてあと、今支援が必要な高齢者の方等の実態に合った形で、民生委員さんとも連携しながら対応していくような形での要綱制定を行っていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

よろしく対応方をお願いしたいと思います。

次に、世界遺産林の現状と育成基金条例の充実にかかわってお伺いいたします。

ご案内のように、青森ヒバというのは驚異的な抗菌力を持っているというふうなことが言われておりまして、本町の中尊寺金色堂にもこの青森ヒバが使われているということはご案内のとおりであります。

文献によれば、このヒバというのは大体100年で青年期となって、木の寿命は300年とも600年とも言われております。そうしたヒバの成長に欠かせないのが、いわゆる択伐と言われる抜き取りですよね。それから下刈りということが言われています。伐採と下刈りをすることによって、造林木の光が当たる環境が改善をされて、速やかで健全な成長を促進する、太陽の光が地面に降り注ぐと、このようなことが本には書いてありまして、伐採をする、択伐をすることによって、若い木が一斉に成長を始めると、中には1年間で60センチも伸びると、このように書かれているわけであります。しかもその下刈りや枝打ちの方法、あるいは除伐、いわゆる木を、簡単に言うの間伐というのですかね、この目安や基準も、全国林業改良普及協会というところが公表しているわけです。

それで、何をお聞きしたいのかといいますと、町としてつくった遺産林、それに対して、先ほどの町長の答弁を伺いますと、森林組合に全てお願いをしているような状況ではないのかなというふうに聞き取れるわけです。そこで伺いをするのですが、4年間も手を入れてこなかった大沢地内の世界遺産林の現状がどのようになっているかということについては、町でも把握をしているのだというふうに思います。その上で、人工林として成功しているという認識をお持ちなのかどうか伺いをしたい。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

世界遺産林につきましては、平成19年に植栽をしてここまでできておりますけれども、町長が答弁したように、下刈りについては一定期間を終えて、あとはこれから択伐といいますか、除伐等をしてしながら適正管理をしていくということで、ご指摘のとおり、森林組合にやはり指導をいただ

きながら、今、町内の、町有林も含めて総合的な管理をしておりますけれども、人工林としての管理ということですが、現在は森林組合等と協議をしながら、あるいは町有林については、町の管理計画に沿った形で適切に管理されているというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

今のお話を伺いますと、町有林の管理計画、これは長島の深山を指しているのだというふうに思うのですが、世界遺産林の管理計画というのはあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

この世界遺産林につきましては、岩手日報会のほうからご寄附をいただきまして管理しておりますけれども、特段、特化して世界遺産林というふうな計画というの、特に私のほうでは把握しておりません。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

それが一つの現在の課題としてまた見えてきたというふうに思うのです。

先ほどの人工林として成功しているという認識ですかとお聞きをしたことに対して、町長答弁を引き合いに出されたわけですが、町長答弁で述べられているのはですね、一定程度の生育を得たと、こういう表現を使っているわけですね。したがって、簡単に言えば、平成27年度から下刈りなどはしてこなかったということなのです。平成26年度まで下刈りなどに充当した金額が286万円ですね。500万円の寄附金をいただいて、それだけ使って残りが170万円と、こういう現実になっているわけですが、そうすると、世界遺産林として孫子の代にしっかりと残していくと、このように平成19年の広報などで書いているわけですよ。そうすると、やっぱりこのヒバの遺産林の今後の育成、造成事業というのをどのように行っていくのかというのが、非常に町としても大きな課題になってくるというふうに思うのです。

実はですね、私もヒバについての知識がないものですから、東北森林管理局の森林計画課のお話を伺ってみました。そうしましたら、ヒバについては施業方針ですか、管理の仕方やあるいは育成の仕方や、そういうものを定めたデータというのはないのだということなのです。そうすると、何に基づいてやるのかということなのですが、この森林計画課の弁をかりますと、杉と同様の対処が必要なのだと、こういう話なのです。

そこで、いろいろと見聞きをしたわけですが、通常の植栽の場合は、杉の場合は、1万平米に3,000本を植えるというのが基準なんだそうです。つまり3.3平米に1本ですよね。ところが、この大沢の遺産林は600平米に200本ですから、3メートルに1本という状況になるのです。つまり、余りにも密集をし過ぎているということなのです。

では、密集をし過ぎているときにどのような症状が出るのかということになると、ヒバ全体の成長が遅れる、いわゆる冒頭に話をしたように、太陽の光が枝が繁茂して地面に届かない、こういうことにつながるのです。そしてそれは、ヒバの生育に影響するだけではなくて、虫がつくのですね。樹液が流れてくるようなこともある、写真として全国林業改良普及協会が紹介していますけど、そういう実態があるということがわかりました。

そして、言われていますのは、ヒバも杉もですね、10年目から13年目ぐらいが除伐が大切なときだと、こういうふうに言うわけです。

私も現地行って、あのヒバの中を歩いてきました。もう植えたヒバ同士の枝がぶつかり合って、腰を曲げてかがまって歩かないと歩けないという状況なのです。そうすると、下刈りは平成27年からもう、木そのものが8メートル近くも伸びていますからやらなくても、逆に今度は、余りにも密集しているために生ずる現象を回避するために、成長が遅れている木、つるが絡まっている木、根曲がりしている木、あるいはそのほかの灌木ですね、いわゆる雑木、そういうものをこれから3年ぐらいかけて処理をしていかなければならないということがですね、この森林管理局のお話を聞くと見えてくるのです。

したがって、平成18年に制定をした世界遺産林育成基金の原資が、先ほど言いましたように、町独自で積み立てをしてこなかったものですから、120万まで少なくなっている。ところが逆にですね、今お話をしたような、やらなければならない、この遺産林を保全するために、育成するための作業というのが多く出てくるわけでございます。したがって、しっかりとそのことに対する財政的な裏づけをしなければいけない。

先ほどの町長の答弁では、私が質問通告をしました造成事業に係る育成基金の充実に向けた対応について、何ら触れられていませんでした。そこでお伺いするわけですが、育成基金の原資が枯渇していくことに対する現状の認識についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

及川世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（及川司君）

現在の基金残高が170万ぐらいというところございまして、基金条例を設置した段階で、ある程度の目安というか、計画は立ててありますが、やはり育樹していく上で、今後どれだけ間伐とか、そういったものにどれだけかかるかということが一番大きなことだと思うのですが、これまで実施してこれなかったものとして、住民の方たちにも参加いただいて、できる範囲での下刈りとかですね、そういったものがまだ植樹祭以降は行われておりません。ある意味、そういった住民の方々にもお手伝いをいただきながら、育樹を図っていくということも必要かと思っております。

残る基金が乏しくなっている中では、やはりその効果的な使い方というのが大切になってくる一方で、何百年とこれからも維持していかなければならないことを考えていくと、長期的な計画というのが大事になってくるのかなと思います。それに向けてどうやっていくかというところが一番の問題なのですけれども、現状ではこういう形でというところまでの計画には至ってい

ないというのが現状でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

今の所長の答弁を聞くとね、私は先ほど町長が述べた答弁と視点がずれていると、このように聞かざるを得ません。

なぜか。町長は先ほどですね、自然環境の保全に対する地元住民の熱意を象徴するものとして評価されていると。このように述べた。そして、保全の精神を発信できる遺産林として育成するとも述べた。それが今の所長の答弁ではですね、これまでできなかった作業が山積していると、住民の協力をもらいながら育樹していくことも必要だと考えていると。

それをボランティアでやってくれということで、やれる人がいるのですかね。そうでなくても今、町有林だけではなくて、私有林の山の実態も全く手が入られない、荒れ放題になっている、そしてそのことが、里山と農地や民家との境がなくなって、さまざまな有害獣の発生の原因になって農作業被害として出てきていると、こういうことが現象としてあるわけなのです。ですから、単発的に物事を捉え考えるのではなくてですね、全体をしっかりと見渡しながね、この世界遺産林のこの問題についてはこういうふうに対処をするんだと、そういうことをですね、真剣にやっぱり考えてくださいよ。何のために私がですね、東北森林管理局の育成計画課から伺った話を、今平泉の遺産林のこの10年という実態の中で、課題はこれだけありますよ、そして二、三年でやらなきゃいけないですよと、こういうことを紹介したのですから。もう少しこの場だけの答弁に終わるのではなくて、しっかりと町の将来、目的が孫子の代にしっかりとこの財産を残していく、そして世界遺産の補修などにこのヒバを使うんだというね、崇高な目的があったわけですから、そこのところをしっかりと受けとめていく中で、今後の遺産林の健全な成長を促進する事業策定とですね、財政的裏づけというのが求められていると思います。

そこで2つ伺います。育樹事業の策定とそれに伴う財政的裏づけとして、一般会計からのこの基金への繰り入れをどのようにしようとしているのかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

及川世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（及川司君）

議員がおっしゃったように、寄附者がいらっしゃること、寄附者の思い、それから植樹された方たちの思い、そういったものを受けとめてですね、やはりこの整備をしていかなければならないという、そういうことでこれからも考えていきたいと思っておりますし、その事業の策定につきましては、今後森林組合さんの教えなどもいただきながら、農林振興課、それから財政のほうとも相談しながら、具体的な部分について、計画と財政についての裏づけでしょうか、そこを協議しながら、長い年数はかかると思っておりますけれども、それに向けてのよりよい形での財政というものをきちんと確保できるような、そのようにして進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

いずれにいたしましても、さっき長島の民間の山林等々、新しい事業も入る、そういったことで森林組合との協議なんかする場面があったわけですが、その中で先ほど議員からもご指摘あったように、世界遺産林の、ヒバばかりではありませんけれども、そういった中で、今後管理等々、どういうあり方がいいのかということも、私自身もいろいろと勉強させていただいた経過があります。

その中で、いずれ今後ですね、今の基金の残高等も見ながら、今後処置するべきところはする、その中で、やはりこの世界遺産林の当初の目的、そのまま生きているわけですから、木だけが生きているのではなくですね、やはりそのとき皆さんでその思いで植林をしたり、そして刈り払いした経過もありますから、その思いは今後も大事にしていくそういう意義が大変あるというふうに認識しております。そういった意味では、基金残高なども見させていただきながら、今後さらにそれを検討させていただいて、管理をしっかりしてまいりたいというふうに思いますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

最後に2つだけ。今の町長の答弁は受けとめていただいているというご答弁でございますから、しっかりと、やっぱり大変な財産でございますので、管理をしていただきたいというふうに思いますし、それにつけてもですね、答弁する、ここ二、三年の管理課題というのは、お互いに共通認識として持てると思いますので、果たして基金残高170万2,000円で対応可能なのかということについては喫緊の課題だろうというふうに思います。ぜひ検討を加えていただきたい。

最後でございますが、世界遺産林を示す標柱というのですか、柱がございますね。あれ行ってみた方、監査委員、見てこられましたか、こないだ。まだですか。実はですね、カヤや雑草木に覆われまして、そしてその木そのものが字も読めないようになっておりまして朽ち果てようとしている。やっぱりこういう現実というのはいかかなものかと。ふだんから管理がされてないなということの証左だろうというふうに思われてしまいますので、ひとつそうしたことについてもですね、町が大事に育てているんだという姿を見せる方策をとっていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開いたします。

通告5番、高橋拓生議員、登壇質問願います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

通告5番、高橋拓生でございます。

それでは、さきに通告させていただきました2題について質問させていただきます。

大きな1番の産業振興策について町長にお伺いいたします。

近年、産業振興を促進する役割を担うのが自治体産業政策であり、地域の多様な産業創出と内発的な発展を期待されております。当町の考え、取り組みについてお伺いいたします。

（1）9月会議で今年度、小規模基本条例を制定するとありましたが、産業振興会議の設置が必要であると思われましても、見解をお伺いいたします。

（2）平泉町農観商工連携における特産品開発の必要性についてお伺いいたします。

（3）訪日外国人旅行者受け入れ体制の整備状況についてお伺いいたします。

大きな2番の教育振興策について。

観光ビジョン2017では、観光教育の充実として、地元の歴史、文化等の観光資源を理解し、関心を持ち、教材や事例集作成に取り組むとあります。新学習指導要領においては、高校では新設定科目として、観光ビジネスが盛り込まれております。当町の考え、取り組みについてお伺いいたします。

（1）観光教育の必要性について教育長にお伺いいたします。

（2）国際観光教育について町長にお伺いいたします。

（3）スポーツ少年団の全国大会出場による補助体制について、教育長にお伺いいたします。

以上の内容につきまして、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の産業振興策についてのご質問の、9月会議で今年度に小規模基本条例を制定するとありましたが、産業振興会議の設置が必要であると思われるが、見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

町内の事業者は、従業員が20人以下の小規模企業がそのほとんどを占める状況であり、その中で小規模企業が地域社会の担い手として大きな役割を担っている状況にあります。このような状況の中、事業者及び産業関連団体の役割や責務を明らかにし、中小企業、小規模事業者に対する支援や施策を一体化かつ総合的に推進していくための基礎となるのが、小規模企業振興基本条例となります。

この条例の制定については、現在、平泉商工会をはじめ関係機関との協議を行うなど、今年度

制定に向けた準備を進めているところです。

ご質問の産業振興会議の設置につきましては、現在産業振興の事業の一環として実施している企業懇談会や企業訪問、平泉町創業支援ネットワーク会議といった既存の会議等の中で意見を伺いながらニーズ把握をしていきたいと考えていることから、新たな会議の立ち上げは現在のところ考えておりません。

次に、平泉農観商工連携に特産品開発が必要と思われるが、考えを伺うについてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、平成29年4月に念願の道の駅平泉がオープンしましたが、それに先立ち、平成26年6月に6次産業化促進支援事業補助金の制度を創出し、この補助金を活用し、リンゴシードルとどぶろくの2つの商品が誕生し、当町の新たな特産品として定着しております。

また、平成28年11月には、「日本のもち食文化と黄金の國の原風景」というキャッチフレーズで、当地方が国から食と農の景勝地の認定を受けたところですが、平成29年度には当町のモチ米を使った商品開発が行われ、町内の3つの菓子工房からそれぞれ新たなお土産品が誕生し、好評を博しております。

今後ともこうした農業と観光、商工との連携は重要であると認識しており、意欲ある農業者や企業等に対して、特産品開発にかかわる各種補助事業を通じながらさらに支援してまいりたいと考えております。

次に、訪日観光外国人客受け入れ体制整備の状況について伺うについてのご質問にお答えをいたします。

本町の外国人観光客の入込数は、平成28年が約3万2,000人、平成29年が約4万人と、ここ数年で急激に増加しており、ことし8月からは花巻空港と台湾を結ぶ国際定期便も開通するなど、今後ますます外国人観光客の増加が見込まれています。

ご質問の外国人観光客の受け入れ体制整備につきましては、平泉を訪れる外国人観光客が観光情勢を取得できるよう、英語をはじめとする6カ国語対応をした総合パンフレットを整備しております。また、個人や小グループで訪れる観光客に対して、外国語の音声ガイドが流れる音声ガイドパンを町観光協会が貸し出しており、観光客のニーズに合わせた観光案内を行っているところであります。

一方、JRなどの公共交通機関を利用して訪れる外国人観光客に対しては、平泉駅前の平泉観光案内所において、常時英語と中国語に対応できる職員を配置しているほか、駅構内の駅なか案内所においては、町の国際交流員が週2日、外国人観光客に対する案内サポートを行っております。さらに、岩手ひらいずみ通訳・ガイドの会では、団体等に対する町内のガイド案内を行うなど、平泉の歴史や文化などを丁寧に案内しております。

町内の飲食店においては、国際交流員が日本語のメニュー表を英語に翻訳する翻訳支援事業も行っており、商工業関係の受け入れ体制整備もあわせて進めているところであります。

ご承知のとおり、2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピックの開催が予定されており、今後、日本への注目度とあわせ、本町にお越しいただく外国人観光客の増加が

予想されることから、外国人がストレスを抱えることなくスムーズに町内を周遊できるよう、今後も受け入れ体制の充実に努めていきたいと考えております。

次に、教育振興策についての（１）観光教育の必要性について伺うと、（３）スポーツ少年団の全国大会出場による補助体制について伺うのご質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。私からは、２番目の国際観光教育について伺うのご質問にお答えをさせていただきます。

外国人観光客の増加に伴い、観光関連事業者のみではなく、多くの町民を含む地域全体での対応が今後は不可欠になっていることはご承知のとおりでございます。このことは、コミュニケーションツールである言語の問題にとどまらず、生活様式、習慣、文化、宗教など、幅広い分野にわたることから、受け入れる側の異文化や多様性を理解しようとする力量が大変重要になってくるものと考えております。

現在、本町では教育委員会が中心となって、各学校及び地域全体で平泉学について取り組みを進めており、平泉の歴史や文化が広く理解されてきている状況にあります。

今後は、地元に対する誇りとあわせ、他国から来る外国人にも思いをはせ、国際交流を意識した地域での取り組みや、外国からの大学留学生との交流ができる機会をつくってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、教育振興策についての２つのご質問についてお答えをいたします。

まず、観光教育の必要性について伺うというご質問でございますけれども、平成29年に告示された高等学校の学習指導要領では、商業科の学習内容として観光ビジネスに関する学習が定められており、観光ビジネスの特徴や動向、観光政策、観光振興のあり方等を学ぶこととされております。また、これらの観光ビジネスの学習をもとに、生徒が地域の一員として地域の活性化に貢献できる力を育むことが期待されております。

本町では、小学4年生、5年生の社会科において、人々が協力し特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めることを理解することを学んでおります。また、総合的な学習の時間には、平泉学として世界遺産学習、地域学習に小中学校で系統的に取り組んでおり、本町の教育の大きな特徴となっております。

内容の一端を紹介しますと、見たり聞いたり行事などに参加したりする参加体験型学習、資料などから平泉を知り、話し合い、知識を深める知識思考型学習、他の地域で平泉を発信行動するなどの発信行動型学習があり、3つの学習をサイクル的に進めることでより効率的な学習を目指しながら取り組んでおります。

さらに、黄金平泉情報発信プロジェクト事業では、小学生が全国にある平泉ゆかりの地を訪れ、児童交流を通じて平泉の価値、魅力を発信しております。また、中学校3年生は、実際に平泉を

訪れた観光客に対して史跡の説明に取り組み、観光ガイドのこつや心構えなどを学んでおります。

本町小中学校でのこれらの学習は、高等学校商業科のように観光ビジネスとはしておりませんが、平泉学として小中学校の児童生徒に学んでいただいております。

次に、スポーツ少年団の全国大会出場による補助体制についてのご質問にお答えします。

スポーツ少年団等の全国大会出場に伴う補助制度につきましては、平泉町全国体育大会等出場補助金交付要綱により、東北大会規模以上の競技会等に岩手県代表または東北地区代表として出場するために要する経費に対して補助金を交付しております。補助金の交付対象となる大会や対象要件等はそれぞれ定められており、対象となる団体個人等から申請により交付することとしております。

近年ですと、平成26年度に平泉中学校ソフトテニス部が東北大会、野球部の3名が一関地域の代表として全国大会に出場し、補助金を交付しているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

続きまして、大きな1番からの再質問に入らせていただきます。

まずは産業振興策についての再質問に入ります。

先ほどの答弁の中で、小規模基本条例が今年度指定に向けた準備を進めているとありましたが、制定されれば、岩手県の中では3番目の登録となると聞いております。12月会議において岩手町と大槌町が条例化になる予定とのことですので、平泉が3月に条例化になれば3番目になるとお話を聞いております。

9月会議でも取り上げてきましたけれども、地域経済の重要な役割を担う中小企業の振興を目的とする小規模基本条例の制定ですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。その内容につきまして見解があればよろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今議員がおっしゃられたように、小規模企業、そして小規模事業者は、住民生活そして地域経済の安定や雇用の機会の創出など、大変地域を支える上では欠かすことのない存在だというふう認識しております。

この基本条例、企業の振興条例でございますが、中小企業の自助努力を支援するというのが一番の目的でございます。これまで仕事の中で、業務を行う中で、中小企業の皆さんと接して、そしてまた11月の企業懇談会、また7月の平泉町創業支援ネットワーク会議、そういったものを踏まえながら、これまで町内の中小企業の皆さん、そして小規模事業者の置かれている状況など、そういう課題を今まで整理をしてきたところです。

今後におきましては、12月中になります。平泉商工会の役員会が開催されますので、その席上で、平泉町の町としての考え方や制定に関する方向性をお示ししたいというふうに考えております。1月になりましたら内部協議などを行い、2月のところでは素案をつくり、そして3月議会上程をしたいというふうに、そういうスケジュールで進めていこうということで、今内部で調整をしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

小規模基本条例制定後の中で、各地で幾つか産業振興会議の設置をされているところもありますけれども、平泉とすると、ことし7月に設置されました平泉町創業支援ネットワーク会議が同じベースの機能を持っていますので、創業促進、産業振興のワンストップの支援体制を構築していただき、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

この秋のシーズンの産業振興的行事の、東北初のオープンファクトリーを、世界遺産平泉を中心とした一関奥州26社での五感市の開催と、毛越寺で開催されましたみちのく言ノ葉展についてのことについてお聞きしたいと思います。

現在取りまとめをしているということ事務局のほうから聞いておりますが、成果の概要を聞いてきましたのでお伝えしたいと思います。

みちのく言ノ葉展は11月1日から4日まで開催され、集客人数が約2,500人いらっしゃって、経済効果が約1,000万円と聞いております。次の五感市は11月9日から11月11日までの開催で、集客人数が約2,000人、経済効果が約2,000万円とのこと。五感市は来年度も開催する予定で、参加企業も26社からかなり増えるという見込みを聞いております。

青木町長と稲葉商工観光課長におきましては、五感市のオープンセレモニー、町内の工場視察に来ていただきました。みちのく言ノ葉展については、齋藤副町長に観覧をしていただきました。

岩手県と平泉町では五感市に対して補助金を出していただいておりますが、町内の3社の参加企業と多くの来場者に来ていただいたと聞いております。また、中尊寺、毛越寺への参拝にも多く来ていただいたと聞いております。とても実りのある成果であったと思いますけれども、そのことについてお伺ひしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今議員がおっしゃられたように、大変東北初となる五感市、大変盛況だったというふうに捉えておりますし、あわせて、伝統工芸に対する若い方々の熱い熱意も感じたところでございます。

折しも、伝統的工芸品の産業の振興に関する法律の中で、経済産業省の大臣の指定を受けている工芸品は、本県では、岩手県では4つございまして、南部鉄器、岩谷堂箆笥、秀衡塗、浄法寺塗と、こういう4つがございまして、折しも、来年のこの伝統工芸の全国大会が盛岡市と滝沢市を

会場に大々的に展開されるということで、今準備会等で私どもも参加をさせていただいているところです。この伝統工芸の技術とか今後の伝承というあたりに、大変スポットが当たってくる大会というふうに考えておきまして、多くの方々の関係者のお客様を見込むというところで、大変伝統工芸にとっては大きな機会というふうになると思います。あわせて、平泉町が有する秀衡塗も大きな脚光を浴びる機会というふうに捉えておりますので、来年度におきましても、今議員おっしゃられたように、五感市も着実に準備を進めているというところがございますので、あわせて大きな経済効果が見込めるような、そういう支援を町としてもしていければというところで考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

今年度はまちづくり担当課的な補助金だったと思いますけれども、次年度といえますか、来年度においても同じような系統のものの予定を考えているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今年度はまちづくり交付金ということで、まちづくり推進課のほうで持っている交付金を使わせていただいたというふうに伺っておりました。来年度はその交付金はちょっと使用が難しいということですので、関係者の皆さんと、先ほど申し上げたように伝統工芸の伝承という意味で、町としての補助というところは、新年度予算、今作成中でございますが、その中に盛り込みたいというふうな方向性をもちまして、今準備を進めているところです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

次の再質問に入ります。

11月10日に五感市トークイベント、五感の宴というものがあまして、私参加させていただきました。100名を超える人たちが来場し、各報道機関、経済産業省、東北経済局県南局長、県担当課長、一関副市長、奥州市担当者、芸大の教授、商工会の職員の方々がいらっしやっております。平泉町からは岩渕教育長に来ていただきましてご挨拶をいただき、大盛会のうちに終了することができました。

その会場の中で、羽田未来総合研究所の創生事業ディレクターと名刺交換するときに、ぜひ羽田空港に来ていただいて視察をしていただきたいという話がありまして、11月20日に翁知屋の佐々木社長と視察に伺い、世界遺産の平泉文化遺産の内容と平泉の特徴的な産業の周知と、オリンピックのときのインバウンド広報活動の可能性等、産業振興的な目的でお伺いいたしました。

羽田空港の第1、第2ターミナル、国際ターミナルを視察して、観光客の集客人数は年間8,500万人の利用とのことで、世界第2の空港として位置しているそうです。成田空港は3,600万

人ということでした。羽田空港は東京オリンピックの玄関口にもなるということですので、ぜひプレの五感市を羽田空港での開催を提案をいただきましたが、五感市の協議会内部で検討していくとのことでした。

先ほど課長のほうからもお話ありましたが、来年度の全国工芸展の開催を予定しているということをお聞きしておりますけれども、その開催時期については詳細はまだ決まっていないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

日程につきましては、11月2日から5日までというところで、2日の土曜日から11月5日の火曜日までということで、日程は既に決まっております。あわせて、今年度は九州の福岡県で開催というところで、関係者、県が中心となって今事務を進めているところですが、県の関係者につきましては、福岡県のほうまで視察をしてきているというような状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

今年度の開催は26社に対する補助金、交付金がいただいたと思いますけれども、来年の違う系統の補助金に関しましては、平泉だけでの使用になりますか。それとも、同じような形で会に全部いただけるということなののでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

五感市の開催という形に支援をしていきたいと考えておりますが、まだどのくらいの参加団体というか、事業主の方が参加するというような状況もまだ伺っていないところでございますので、そのあたりも少し聞かせていただきながら、ただですね、町内の事業所の方は必ず参加するというような状況にあるようでございますので、その部分で支援をしていきたいというふうに考えております。あわせて、東北経済産業局のほうでは、今伝統工芸のみならず、観光と伝統工芸を結びつけた、そういう海外発信とか全国に発信するというような、そういう視点も持っておりますので、それに合致した方向性も持ちながら支援をできればというふうに考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

今の段階で、終わったばかりなのでございますけれども、取りまとめをしている状況で、平泉町の企業さんが数社、来年は入りたいという申し出があるということですので、確実に平泉町内でも3社から6社ぐらいにはなる予定と聞いております。

次の再質問に入りたいと思います。

2019年度予算方針の重要施策の中で、4つありまして、保健・医療の充実、子ども・子育ての支援、続きまして企業誘致の推進、産業振興の4つを挙げております。企業誘致の進捗状況につきましては昨日同僚議員のご質疑で経過報告がありましたけれども、終わりのほうで青木町長から力強い誘致への思いをお聞きしました。

当町念願の企業誘致は、雇用の税収をふやし、若者定住も高くなり、地域の活性化のために必要だと考えております。企業にとっては、助成金や税収面での優遇を受けられる措置も、よその地区ではあると聞いております。そのことについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

当町でも工業団地に入られる企業に関しましては、優遇措置は近隣市町と同じ形になっております。それで、それ以外の地区に入る場合でも、今現在、特殊な要綱はございませんが、町長が定めるところという形で助成することも可能にはなっておりますが、それらに関しては、さまざまな用件等々を検討した上で交付されるべきではないかというふうには思っております。状況としましては、一関市、奥州市と同等の条件になっておるというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。どうか企業様と当町のウイン・ウインの関係になるような念願の企業誘致をぜひお願いしたいと思ひまして、次の質問、再質問に入りたいと思います。

大きな1番の産業振興策の中の（2）の平泉農観商工連携における特産品開発の必要性についてです。

先ほどの答弁の6次産業促進事業補助金を活用して、リンゴのシードル、どぶろくの特産品、町内の3つのお菓子の開発は大きな成果であると思ひます。

担当課に以前お話聞いたところ、「うまいもん！まるごといちのせきの日（平泉の日）」で、東京の飲食店で平成29年度、シードル、どぶろく、平成30年度には14区の30代の若手の生産者がエゴマ油、シソ油についてプレゼンをして、販路開拓とビジネスパートナー的なことができたと聞いておりますが、具体的な内容につきまして担当課にお願いしたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員が今おっしゃいました「うまいもん！まるごといちのせきの日」というふうなことで、一関のほうで実は、平成24年度から東京六本木のほうで、一関出身の社長が経営しております格之進というところのレストランですね、そちらのほうで、地産外消という取り組みをされております。この中で、ことしで6年目、7年目になりますけれども、昨年からは平泉の農産物等もこちらのほうに紹介できないかというふうな相談がありまして、そこには昼と夜の部があって、合計で

80名ぐらいの方々が食事をしに来るわけですが、そこで平泉のものということ、去年はリングシードルとどぶろく、ことしはエゴマを栽培している方、14区の方が直接その会場に行ってプレゼンをして、この食材に私がつくったこういうものが使われているということを説明してきたわけでございます。

これは平成24年度から続いておりますけれども、一関のほうの地ビール祭りでありますとか、こちらの行事にもその参加者の方々が、実際に現場でどういうふうな栽培をしているのかというふうなことで、こちらのほうに来て、その交流も生まれてきております。実際、昨年度平泉にも来ておりますけれども、この中で、きんいろばんなども使われておりますが、こうしたことで少しずつ町内の農産物等も都市部の消費者のほうに理解していただくといったところで、ここから新たな発展ができないかというふうなことで、こういった機会を利用して行っております。

特産品については、そのほかにもいろいろ、和がらしですとかそういったものもありますけれども、あるいはトマトもですね、新規青年就農で行われている方がおりますが、そういった機会を利用して、今後ともこういったイベントに参加していきたいというふうに考えています。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

シードルの方もどぶろくの方も14区の方も皆さんお知り合いなのですが、今課長もお話しされたような形、ビジネスパートナー的に話がどんどん膨らんでいって、担当課の方も仲介しながら、平泉の食材が平泉の飲食店に渡るといことも聞いておりますので、これぞ、先ほど町長の答弁にありました農業と観光、商工との連携での特産品開発の始まりだなと個人的には思います。どんどん、こういう形は先ほどの五感市みたいな形で膨らんでいっていい方向に行くのかなと思いますので、今後につきましてもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次の再質問に入ります。

（3）訪日外国人受け入れ体制整備の状況についてです。

外国人観光客入込数ですが、平成28年は3万2,000人、平成29年は4万人、平成30年は12月に、そろそろ中盤になりますので、おおよそでいいですので数字がわかれば教えていただきたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

現在のところ、今まだ11月集計のところ各施設から上がってきていない状況でございますので、平泉町はご承知のとおり、10月、11月の紅葉シーズンが大変多くの外国人観光客、そして日本人観光客も受け入れているという状況でございます。初詣のところとの影響もございまして、現在集計している段階では、5万人には到達できるような、そういう状況にございまして、まだ詳しい数字についてはこの場では発言を控えさせていただきますと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

私、中尊寺のほうで写真も撮っておりますけれども、毛越寺のほうでも撮っておりますが、去年と違った感覚では、例えて言うなら東京駅の感覚のように、台湾の方、インバウンドの方、国内の旅行の方で、境内地が埋まってしまうという状況がありまして、去年が4万人だとすれば、期待するところの6万人ぐらいってほしいなという思いでおりますので、5万人は来ているということをお聞きしましたので、インバウンドの集客的には、PR活動も含めて大成功のうちに入っていると思います。

続きまして、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピックが開催されますが、町内にもますます、先ほどのようにますますインバウンド旅行客が増えると思いますが、ご提案にもなると思いますけれども、るんるんバスの支払いが今現金でされておりますけれども、Suicaの対応の機器を取りつけていただいて対応できないかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

るんるんバスのSuicaの利用というところでございますが、現在ですね、仙台空港を活用した事業ということで、今交通関係者の方にお集まりいただいて、いろいろな相談とか、あと誘客事業などを進めているところです。町内循環バスのるんるんの事業者の方にも参加いただいているところですが、またですね、ちょっとすぐキャッシュレス化というような状況には、お話しは申し上げておりますが、会社の事情等もおありのようなので、少し動向を見守っていききたいというふうに考えております。

一方で、仙台空港・松島・平泉・花巻線につきましては、昨日の新聞報道でキャッシュレス化を行ったということで、着実に交通事業者の方々も意識が上がってきているというふうになっておりますので、また安倍政権が進めるインバウンド政策の背景もございますので、加速していくものというふうに考えてございます。

町内で使えるキャッシュレスの部分については、前に真竈議員さんのご答弁にも申し上げたように、町内の皆さん、そしてご利用いただく事業者の皆さんとの足並みをそろえた形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

公共バスのるんるんバスのSuicaの使用については、当課でも岩手県交通と議論を申しておりましたが、岩手県交通からは、Suica自体が平泉が今、北限になっておりまして、岩手県全体でちょっと使えていないということで、Suicaが県内全部に浸透するような形になった段階で、やっぱり考えていく必要があるかと思うのですが、今、平泉だけでは結構厳しいということは事業者のほうからは言われておる状況でございます。当課としてもできればそういう

形にしたいとは思っていますので、働きかけてはまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ご答弁ありがとうございました。今後もますます増え続ける外国人旅行者に対しまして、答弁にありますように、さまざまな受け入れ体制の整備を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大きな2番の教育振興策についての再質問に入りたいと思ひます。

先ほどの答弁にありましたとおり、平泉学を中心に取り組んでいるということで、この状況は観光庁が観光教育を指導する前から、平泉としては平泉学に取り組んでいたということとして解釈しております。引き続き、世界遺産登録地の平泉であり、観光地としても東北を代表するような全国区の平泉ですので、引き続き観光教育等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、これをもって以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

申しわけありません、答弁させていただきます。

少し教育の現状についてからお話をさせていただきますが、環境、消費者、租税、交通安全、福祉、復興、防災、国際理解、ふるさと、人権、平和、男女共同参画、視聴覚、情報、キャリア、ボランティア、プログラミング、ユニバーサルデザイン、インクルーシブ、性、食育、健康、N I E、掲示、ネットモラル、リテラシー、全てこの下には教育という言葉が付きませんが、学校教育に望ましいとか、してほしいとか、必要だと、そういった社会的要請があるこの教育が、増えることはあっても減ることはありません。しかし、これを学校教育の中でそれぞれ単体で授業をするとか指導するというのは、これは大変なことだなというふうに思ひます。難しいと思われま

す。というような中で、今、観光教育ということがお話をされているわけでありま

すけれども、ある識者は、地域理解と捉え、一種のふるさと学習、お国自慢学習にとどまっているのではないかという批判もあることは事実であります。しかし、議員が今おっしゃいますように、平泉学は過去に学び、今を見詰め、あすを考へるといふ、そういう大きなテーマを持って行っているわけでありまして、そういう意味で、発達段階にもよるわけでありま

すけれども、未来を考へるといふふうな意味合いの中には、これからの平泉、特に観光が大きな産業になっているわけでありま

すので、子供たち自身の中で、発達段階においてどのようなことを考へていけばいいか、自分たちが将来にわたって何を行動していけばいいかというふうなことの学びになっているだろうと、そんなふう

に思ひているところでありま

す。

過日、世界遺産サミット in 宗像に子供たちを連れて発表してまいりました。その中で、例えばこの系統的な学習を続けているわけでありま

すけれども、そうした取り組みが全国的に広まっているのだなということを実感してまいりましたし、最後の講演会の中で、講演に立った大学の

教授は、平泉のスパイラルないわゆる参加、体験、知識、理解、行動、発信という、こういうスパイラルな活動、教育というのは非常に大事であるということの評価をいただきました。と同時に、やっぱり最終的には情報発信を考えるべきだと、このことも平泉の実践に触れて述べていただきました。やっていることは間違っていないなというふうに思ってきたわけであります。

そういうようなことがありますので、教科横断的と言いますけれども、例えば観光教育をそれだけではなくて社会的にもとか、教科とかそういうつながりを持った形で触れるというふうなことが、現実的に取り組むとすればやれる中身であろうなど、先ほど挙げました、ざっと挙げた25種類ぐらいの何とか教育がたくさんあるわけでありますが、そういったものについても含めてですが、観光教育も含めて、そんなふうな形で取り組んでいけばいいかなというふうに思っています。

時間がないところ申しわけありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

教育長、大変失礼いたしました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告6番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

通告6番、升沢博子でございます。

それでは、通告しておりました次の2点について伺います。

1点目でございます。新社会教育施設建設計画について。

平泉町は公共施設管理計画をもとに、社会教育施設の建設について、平成28年度から協議を重ねてきました。平成28年には対象となる4施設について、社会教育施設のあり方に関する懇談会を18の団体を対象に行いました。平成29年度の整備方針の中では、公民館、図書館、小ホールを優先し、民間活力の導入を検討している。そのときの方針では、地区懇談会等で町民の意見を聴取し、町民による整備検討委員会を設置して具体の検討に入るとしておりました。

町長は、さまざまな角度から協議し、町民の理解を得ながら一つ一つ前に進めていきたいと言っております。そして、本年3月の基本構想、基本計画の策定となりました。また、平成30年3月議会の私の社会教育施設整備のあり方についての一般質問の中で、町民が参画できる進め方という質問に対して、大型事業を進める上で町民との直接説明、対話、合意形成に努めるとの答弁をいただいております。このことについて、社会教育施設建設計画についてを1点目の質問といたします。

次に、大きな2点目でございます。公共交通の施策について。

最初、教育施設については教育長に質問します。2点目については町長に質問を行います。

1点目の冒頭お話ししましたところですが、1つ目でございますね、建設計画の進捗状況についてお伺いします。

新社会教育施設計画懇談会の設置目的についてお伺いします。

建設計画書、要求水準書の作成の手順についてお伺いします。

要求水準書の整備水準決定までに町民の十分な議論は尽くせるのかお伺いいたします。

5点目、今後、完成までの流れの中で町民がどうかかわれるのか、施設を町民みずからがつくり上げ、次の世代まで継承する大切な生涯学習の場にするためには、町民の理解と意識醸成を図ることが不可欠と考えます。そのための情報公開を積極的に行うべきと考えるが、その見解を伺います。

大きな2点目、公共交通施策について。

1つ目は、当町の公共交通の現状についてお伺いします。

2点目、県は公共交通網形成計画策定を促しております。当町では策定の考えはあるかどうかお伺いします。

3点目、次年度から施策に反映させるために、当町としてどのようなあり方が望ましいと考えているかお伺いいたします。

以上、2点について質問いたします。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の新社会教育施設建設計画についてのご質問には、教育長から答弁をさせますのでよろしくお伺いいたします。

それでは、2番の公共交通施策についてのご質問の、当町の公共交通の現状について伺うのご質問にお答えをいたします。

当町は非常にコンパクトな町であり、路線バスや巡回バス、患者送迎バスが主要な道路で運行しております。しかし、県交通による厳美溪平泉線、平泉猊鼻溪線が期間運行であること、町の患者送迎バスの便数が十分とは言えないこと、廃止路線代替バスである東磐交通の一関線に対する運行費補助金が逡増していることなどの課題があります。また、今後はさらに高齢化が進み、

運転がままならない方々がなお一層増加していくことが予想され、そういった方々の交通手段の確保が喫緊の大きな課題となっています。

これらの課題を解決するのは容易なことではありませんが、改善に向けた創意工夫を凝らしながら、今後努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、県は公共交通網形成計画策定を促しているが、当町は策定の考えはあるか何うのご質問にお答えをいたします。

地域公共交通網形成計画については、県南地区では花巻市と北上市が策定済み、一関市が本年度策定中であり、地域の公共交通網の実態把握や関係者間の連携強化などを策定のメリットとなっています。しかし、策定には多額の業務委託費用が必要となることから、独自の計画で代用している自治体も少なくありません。当町も今後は網形成計画、つまり交通網形成計画であります。同等の効果を得られる方針を固めることで策定にかえたいと考えております。

次に、(3)次年度からの施策に反映させるために、当町としてどのようなあり方が望ましいと考えているか何うのご質問にお答えをいたします。

町ではこのほど、道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置することとし、第1回目の会議を今月14日に開催いたします。この会議の場では、先ほど申しあげました諸問題への対応策をはじめとする効率的かつ効果的な地域公共交通の運用方針について協議してまいります。また、住民ニーズの把握の方法としましては、さまざまな機会を捉えて意見交換を行い、各団体等にも意見照会を実施し、これらを踏まえ、望ましい地域公共交通体系の実現に向けた施策を展開してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

1番目の新社会教育施設建設計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の建設計画の進捗状況についてであります。新社会教育施設計画の進捗状況につきましては、昨年度策定しました平泉町社会教育施設整備事業基本構想と基本計画に基づき、今年度は民間活力を導入するため、アドバイザー委託業務を、6月13日に八千代エンジニアリングと委託契約を締結して業務を委託しております。

アドバイザー業務における民間事業者募集の流れといたしましては、実施方針の公表、募集要項の公表、提案書受理、審査会による審査を経て、優先交渉権者を決定し、事業契約の締結までがアドバイザー業務となります。

現時点では、実施方針の策定のための町民意見等を反映させるため、平泉町社会教育施設計画懇談会を開催し、さまざまな要望をいただいているところであります。今後は年明け後の実施方針の公表や募集要項の公表に向けた取り組みとなります。また、並行して平成31年度には、対象場所の用地買収や発掘調査を実施し、平成34年度の開館に向け取り組んでまいります。

次に、2点目の新社会教育施設計画懇談会の設置目的についてであります。平泉町社会教育

施設整備事業基本構想、基本計画に基づき、施設の整備、維持管理及び運営等に関する事項について検討するため、公民館、図書館利用者を中心に9名の委員と、広報等で公募いたしまして申し込みがありました3名の委員、計12名の委員で平泉町新社会教育施設計画懇談会を設置しております。

懇談会については、平泉町新社会教育施設の整備、維持管理及び運営等に関することなどについて検討を行い、教育委員会に提言することとなっております。

次に、3点目の建設計画書、要求水準書の作成の手順、4番目の要求水準書の整備水準決定までに町民の十分な議論は尽くせるか、5点目の今後完成までの流れの中で町民がどうかかわれるのか、施設を町民みずからがつくり上げ、次の世代まで継承する大切な生涯学習の場とするためには、町民の理解と意識醸成を図ることが不可欠と考える、そのために情報公開を積極的に行うべきと考えるがのご質問につきましては、関連事項となりますのでまとめてお答えをいたします。

当町の新社会教育施設の整備については、DBO方式を採用し事業を進めることに伴い、今後事業者に対して、募集に必要となる実施方針及び本町が事業者に求める施設整備及び維持管理のサービス内容、水準等を示した要求水準書を作成、公表しなければならないことから、本手法による住民の意見の反映については、実施方針、要求水準書の公表の前、事業者募集前であり、平泉町新社会教育施設計画懇談会や教育委員会定例会、社会教育委員会議、区長会、また年明けにはなりますが、利用者等を中心にしたワークショップ等を開催し、要望、意見等をお聞きし、出されました要望等を精査し、実施方針及び要求水準書へ可能な限り取り込んでまいりたいと思います。

情報公開に関しましては、町のホームページで要求水準書や募集要項等の公表等をはじめ、広報等も活用しながら、可能な限り進捗状況等について情報を発信してまいります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

答弁いただきました。ありがとうございました。それでは、順を追って再質問させていただきます。

それでは、最初に新社会教育施設建設計画につきまして、まず教育長にお尋ねしたいのですが、民間事業者を導入するDBO方式について、私もなかなか、初めて聞くということで、調べてみたところ、全国적으로ごみ焼却施設や水道事業の施設整備、維持管理にこの方式を採用しているところが多いように感じます。

今回、平泉町が公民館、図書館が、この目的として地域の学習拠点、家庭教育の支援の拠点、地域の課題解決を支援し発展を支える情報拠点であるということは、社会教育施行令の中の公民館法、あるいは図書館法の中にうたわれているわけでございます。これが生涯学習、社会教育、福祉にかかわる分野に、いわゆる市場原理に基づく民間の方式でこの事業に取り組むことに、教育長はどういうふうにお考えか、私見でもよろしいですのでお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

率直に申しまして、私もこういう方式があるということ自体、この計画が立ち上がる前までは知らないでございました。それで、全国的に見ましても、多分財政的な、地方公共団体の非常に厳しい、そういうような中で、いかに財政的に負担を少なくしながらつくり上げるかというふうなことで、こういった方式があるというふうなことで、この方式を採用するというところが多いのだらうというふうに思います。

一方でおっしゃるように、いわゆる町民の生涯学習でありますとか文化活動でありますとか、そうした一人一人の町民に直結する、そういう大事な施設というふうなことを考えますと、やっぱりそれぞれの町の考え方というものを十分に配慮しながらといいますか、そういったことを盛り込みながらというふうなことは、一方では大事なことであろうというふうに思います。

ただ、今おっしゃられるように、例えば水道事業でありますとか、そういった公共施設ということもありますが、県内でも紫波町のように、文化的な施設についてもこういうふうな方式を、若干うちの方式とは違うようでありますけれども、取り組んでいらっしゃると、そして成果を上げていらっしゃるというふうなことですから、そうした先進地の事例もありますので、今後活用の部分で、運営の部分でいかに町民のためにというふうなことが生かされたものにするかというのは、まさにこれからの課題ではないかなというふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

教育長からの答弁いただきましたが、私の知っている限りでは、PFI方式で紫波町がオガールというところで行っているようですが、資金の点で、その会社に、建設した後に町が買い取る、あるいは賃貸という形で、図書館については町の職員が運営、入っているという、そういった方式をとっているというふうに聞いております。

それでは、平成28年度から各方面の意向調査の結果、複合施設に決定したと。基本計画がそこで策定されたわけですね。基本計画の中に図書館、公民館、ホールの併設の意見も確かに、こういう意見もありましたということで書かれております。

実はここに、平成28年11月の社会教育施設のあり方に関する懇談会で出た意見がありますので、ちょっとここを参考に申し上げてみたいのですが、その中でですね、出た意見の中に、中途半端はよくないというお話はありながら、複合施設がいいという意見が大半を占めたということは、これは矛盾をしている話だと思います。複合施設だと中途半端になるので、それだけはやめたほうがいいと思います。3つやるのであれば、平泉町の顔としてこれを売るというのであれば、メインはしっかりとキャパシティが合うようにつくって、あとのところは多少帯に短したすきに長しでもよいかもしれないけれど、非常に無駄なお金をただ投資することになると考えます。例えば文化ホールが欲しいとなったら、500から600、人が入らなければならないでしょうし、図書館

であれば最低でも川崎の図書館の1.2倍は欲しい、体育館であればバスケットコート2面、3面というような、これは全部無理だと思うので、複合となると非常に難しくなるので、いろんな決め方がありますが、要素をたくさん拾ってどれを優先させるか、いろんなやり方を分析して、その中で最適な方法を、意見を集約しながら進めていくべきではないかという、そういう意見を、これは平成28年のところでいただいている意見であります。

現段階になって、果たしてこの意見は生かされているのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平成28年に3回にわたって、例えば体育館利用者の代表の方とか、あるいは公民館とか図書館利用の方とか、そういった方々に集まっていただいて、意見を集約する会をいたしました。

おっしゃるように、複合というのはいわゆる文化施設と体育施設の複合というふうな意味合いだと思いますが、そういった形でつくるのはどうかということだとか、さまざまなお意見あったというふうに思います。その中で、集約してみますと、あの段階では文化施設、体育施設分けてつくるということ、多分半々ぐらいの意見ではなかったかなというふうに私は受けとめました。そうした中で、町として、どちらが先に必要なものなのかというふうなことが考えなくてはならなかったわけですが、町としては文化施設先行というふうなことを、その選択肢をとったというふうなことであろうというふうに思います。

そうした流れの中で今まで進んできたものですので、その考え方はそのまま生かしながらいく必要があるだろうというふうに思っているところであります。お答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そこでこのたび、平泉町新社会教育施設計画懇談会ということで、10月に1回、11月に1回ということで、最終、今月3回目ということで持たれているわけですが、この懇談会を傍聴させていただきました。その中で感じたことですが、委員の方たちに示された、これは北海道室蘭市の要求水準書というところが示されておりました。それで、先ほどの答弁の中にもありましたように、今年度中にこの要求水準書を決めなければいけない、そして平成31年度からこれをもとに募集要項に入っていくのだと。それであれば、この室蘭の要求水準書の位置づけの中に、本事業の設計、施工、開館準備、総括管理、維持管理、運営業務を実施する事業者に対し要求するサービス水準を示し、本事業の提案に具体的な指針を示すものであると、そういうきちっとたっているわけですね。

私が当日傍聴した限り、委員の方たちがその要求水準書の位置づけをきちんと理解していたのかと、非常にその辺はあいまいだったのではないかなというふうに考えるわけです。

その何日か前に、議会も進め方について当局から説明を受けております。なので、私たちは要

求水準書の意味、あるいは今後の進め方についてはある程度頭には入っているつもりですが、今回の懇談会の中で、一体委員に何を求めていたのかということ、ここで質問をしたわけなのですが、そこについてはどういうふうにお考えでしょうか。委員の皆さん、ああいう形で聞かれても、答えることに非常に困難な状況ではなかったのかなというふうに思いますし、ちょっと専門家の方に聞くと、これを提示されても意見としては言えないなというお話も聞いておりますが、この点についてはどうお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

確かにこの懇談会を設置をして、その委員の方々を、公募も含めて組織したというような中で始めたわけでありますけれども、委員それぞれのお考えが、さまざまなご意見があって、そういう意味では、前段の求めるものというふうなあたりについての説明は若干不足していたかなと、そんなふうには思っているところではありますが、1回目にまちづくりの担当者から丁寧にご説明をさせていただいてスタートしたということでありますので、2回目、今月3回目を開くわけですが、そうしたような中で、役割といいますか、この要求水準書に向けてというふうなこの話は徐々に理解をされて、そしてさまざまなご意見を賜ることができるのではないかなというふうに思っているところがあります。

なおかつ、会の中でも、我々だけでというふうなお話もあったわけであります。先ほど最初の答弁で申しましたように、年明けには広く町民の方からご意見をいただくような、形式上ワークショップというふうな形にしたいと思っておりますけれども、そういった形でまたご意見を賜るといふようなことで進めてまいりたいと、そのように思います。

いずれ年度内というふう非常にタイトな形で進めなければならない、そういうふうな限界もございまして、どの程度濃密なものにできるかどうかというふうなことは心配はあるわけでありますけれども、進めさせていただきたいと、そのように思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

この質問の冒頭にも申し上げましたが、当初、この計画に関しては、町民に対しての検討委員会を設けるといふ、さまざまな角度からということ、町民による整備検討委員会を設置してという、これは平成28年のまだまだわからない時点で行っていただきましたが、私がこの平成30年3月にお聞きしたときも、丁寧な説明、そして、各地域を回れば十分だという回答もいただいているのですが、考えるに、今までの手法とは全く違うということは、そここのところがよく理解できない。住民による建設のための整備検討委員会の中で、従来であればその委員の方たちが、この町にとってこの施設というものはどういうものなのか、平泉にとってここを住民とともに、自分たちが主体的につくり上げていく施設として、いろんな方面から視察も重ね、そして公民館となると、図書館もそうですが、各年代にわたって利用する施設でもありますので、やはり広く意見

を聞く、そしてアンケートもとる、そういったことも含めた期間があったのではないかというふうに考えるのですね。

それで、例に出された室蘭の取り組みについても、実は平成25年から始まりながら、つい今しがた、12月1日に開館をしたという、この5年、6年の間に、やはりそういった、さっき教育長がおっしゃっていた、皆さんへの説明、ワークショップとか、そういったことを何回も重ねながら、アンケートとりながら、複合施設とはどういうものかということ、住民で合意形成を図って、その結果に至っているわけですね。そこについて、そういう形をとらず、今回検討委員会ではなく、懇談会とした意味をちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

検討委員会と検討懇談会ということでは、まさにその言葉の意味合いも違ってくるのだろうというふうに思います。

確かに当初は、検討委員会をつくってというふうな形で進めることを考えておったわけでありますけれども、今回採用する建設の手法が、民間活力を導入するというようなことになりましたので、そうすると、おのずから、委員会となるとつくるかつくらないかというスタートの段階からというふうなことになる、その後どういう中身というふうなことで進んでいくのだろうと思いますが、活力を導入するというふうなことを、財政的な部分もあったりして、先に考えるというふうな状況の中では、もう平成28年の3回にわたる、町民の方々に集まっていた会の中で、先ほどフィフティ・フィフティというふうなお話ししましたが、そこから町として文化施設先行というふうな決定をして進めるというふうな中では、もうつくるということはまず決定であると。そういった中で、財政的な問題とか何かも考えて、どのような形でというふうなことで、そのDBO方式を採用するというに至ったわけですが、そうすると、今度はその懇談会の中で、内容的なといいますか、そういったことに話がまた進展していくのだろうと。そして、この方式はいわゆる要求水準書をつくって、そして業者を募るという形になりますので、その中での話し合いをしていただく場というふうなことで、懇談会という形をとらせていただいたということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今までの経緯についてはわかりましたが、現時点で、今ですね、そういうことで議会も議決しておりますし、ただ、この先ですね、本当に町民、多くの町民がこういう施設、いいものをつくりたいと、そのためには自分たちが何をしたらいいかという、そういったことの機運というか、それをぜひとも盛り上げて、誇りを持って次の世代につないでいけるような、今の建築ですと50年、あるいは70年以上も使い続ける施設というふうに思いますので、そういうことを考えた上で、今最善の方法は何かというふうに考えていくわけなのですが、今回要求水準書の中に、その中で、

各施設について、ここの部屋はどうだ、そして設備はどうだという形の意見を皆さん挙げているわけなのですが、それが示されたものを、根本的にですね、そのお話の中に皆さんの意見、要望はどんどん出してくださいと、ただし、この要望どおりにいくかどうかはわかりません、極力入れるような方向で持っていきたいというお話はありました。ですが、やはり委員の皆さんも非常に興味を持って、そういったところに取り組んでいくとなれば、やはり今この時点でやらなければならないことというのは、本当にもう時間がないわけですね。その中で、根本的にここはこういうふうにしたいと。そういった場合に、そこは可能なのかということですね。3つを複合としていても、やはり平成28年のときの意見の中にありましたように、全てが中途半端になってしまうのではないかと。部屋の広さについても、かなり厳しい広さでもあると。そういったところも、委員の皆さんもだんだんわかってきているわけですね。そうなったときに、やっぱりこれはとなったときに、そういう形に持っていきけるのかどうか。そこをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

大変難しい問題だというふうに思っております。何度も財政の話ばかりして逃げるような感じになっていきますけれども、いずれにしても13億幾らというふうな限界があります。それから、それに伴ってキャパの問題があります。広さ、大きさがどうなるかということは当然限られてくるわけで、その中でさまざまなご意見があるわけでありましてけれども、そここのところを全て可能だというふうなことにはできないというふうなことは、懇談会の中でもお話をさせていただいてますし、そういった中で譲り合うというか、何を取って何を生かすかと。何を捨てるというか、それは控えるかというふうなことも考えていかなければならない、そういう問題だと思っておりますが、いずれ近隣の大きな町のそういう施設とは違って、身の丈に合ったという表現がふさわしいかどうかわかりませんが、いずれ、らしい、この町らしい、そういったようなことを考えながらというふうなことしか、ここでははっきり言えないわけでありましてけれども、そんな中で、お互い全ての方が納得というふうなことにならないかもしれませんけれども、使い勝手のいいといいますか、行ってみたいとか、集まりたい、そういうようなものになるように、これからも努力していきたいというふうに思いますし、それはそういう事情の中でも、業者のほうにはっきりと明示してそれを伝えるというふうなことしかないのかなと、そのように思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

キャパシティに関しては、本当に、財政、今13億が20億のものをつくれと言っているわけではないですね。ただ、最終的なものに委員がどれだけ意見を言えるのかなというところをちょっと、配置と、今聞かれていることはそういった関係かと思っておりますけれども、ホールにしても、多分町民が望んでいたホールのようなものにはならないのではないかと。280平米ですか。可動席で多目的のものだという広さであれば、それは多分町民が描いているところはもしかして、川崎

村の固定席のホールというところもイメージとしてあるのではないかと思いますので、その辺はいろいろあると思います。

そこで、SPC、特別目的会社ということで、維持管理運営の契約をこれから締結していくわけですね。これは職員の皆さんにとっても初めてのことだと思いますし、取り組みだと思いますし、当町にとって、やはりまだまだ町民にとっては理解できていない部分ではないのかというふうに考えます。そしてまた計画の中で、職員については職員の配置と業務委託、指定管理を併用するという形になっています。従来とは全く違う運営方式となる施設運営に、職員が配置されることになると思いますが、平成34年の開業までにどのように職員を配置していくのか。そういった内容についてお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今お話しの内容については、庁舎内でまだ正式な話し合いを持っているわけではありませんので、あくまで私見というふうになるかと思いますが、生涯学習施設でありますので、全て民間活力でつくって、そして運営も民間活力中心にというふうな形になったにしても、なったにしても、平泉町の生涯学習、社会教育をどうするかというふうな視点で言うと、やっぱり庁舎内のどなたかというか、誰かがそこに入って、その運営あるいは生涯学習を構築する、その中心的な存在として配置しなければならないというふうには思っておりました。

施設長はその運営会社というふうになると思いますが、その中でも生涯学習、社会教育については、その役場職員が担うと。施設と連携をとりながらというふうなことになるというふうに思います。そういう意味では、建設、完成まで3年ぐらいあるわけですがけれども、その中でそういう初めての体験というふうなことになりますので、どのようにその役割を担わせるか。その方がどのようにかかわっていくか、運営に中心になって動くかというふうなことでは、言ってみれば育てていかなければならない、そういうふうなことになるのではないかなと、そんなふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

そこですね、やはり、今3年あるというふうに教育長がおっしゃいました。その開設をして、それから先もちろんあるわけですので、そこに向けての、設計、建設と並行して、開設のための準備室をつくるというような考えは。特にやはり職員を育てていくという意味では、やはり専門家も入っていただいて、準備室をつくって臨むというような考えはございませんでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

この件については、私の一存でどうするという事はできませんので、町長の意向もあると思

いますので、検討課題というふうにさせていただければと、そのように思います。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そこで、民間会社の運営によるデメリットもあると思いますが、その辺は調査をしているのでしょうか。そして、年間5,000万の指定管理料ということで、その会社が人件費、維持管理、全てを行うわけなので、これが協働の原理ではなく、市場の原理に基づくやり方になると、これは住民福祉の向上という自治体の原則と対立することにはならないでしょうか。指定管理期間は当初何年という形を予定しておりますか。この2点について。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

デメリットというお話ありましたが、これは伝え聞くところによるとというふうなことしか言えませんが、九州のある市で民間のチェーンの本屋さんと言ったらいいでしょうか、そこが図書館を運営するというふうな形にしたところがあるようでありますが、一番入ってすぐ一番目立つところが本屋さんのコーナーで、つまり本を売るコーナーです。図書館はその後ろというふうな形で、まさに利潤追求というふうなことで批判もあるやに聞いているところであります。そうしたようなデメリットは絶対避けたいというふうに思いますので、その部分についてはチェックをして、そういう形でというふうなことであれば、審査会でもあると思いますけれども、業者選定の段階でチェックをかけるというふうなことで歯どめをかけていかなければならないのかなと。

それから、指定管理何年というのはちょっと私も、すぐぱっと浮かばないのであります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

一般的には、指定管理をする場合については5年という形で実施させていただいているところでございますけれども、今回の案件につきましては、最長で20年を想定しているものでございます。ただ、それをそのまま実施するというようなことではなく、今後それらをもとに検討してということで決めさせていただくというふうなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そうなりますと、これは利益を生む、今までの道の駅やあやめのような機関とは違い、売り上げで評価とか、そういうことはないわけですね。そうすると、もし運営に問題があった場合など、そういったところの指定管理のあり方とか、そういった監視、そこの契約の中の、どういった方法でやっていくのかということはお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

指定管理の部分につきましては、今総務課長のほうからもありましたけれども、一般的には5年、今回この事業スキームで見ると20年とかという計画もあるのですが、その中で、設計建設に2年、それから、その後1回目は3年ぐらいで、トータルすると5年ぐらいの初期設定は、そういった感じで進めていきたいなというところで考えてはありました。ただ、その先についてはまた、内容等を見直しながら委託していくと、指定管理していくということになるかと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、特にもお願い、お話ししたところではありましたけれども、やはり建設と並行して、やはりできれば、できればではなくて必ずですね、準備室を設けて、そういった運営にかかわるところをきちんと設けて、こうして監視というところはまた嫌な言い方ですけども、そういったよりよいものにするための双方、町民と行政と会社と、そういった三者の形ができればいいのではないかなというふうに思っています。

図書館、公民館が欲しいという住民運動から始まる図書館づくり、公民館づくりの例を知れば知るほど、その住民の頑張りとそれを支える行政職員の熱意に驚かされます。今、町はこんなことを計画しているんだと、町民に今、私たちが話をするのはですけども、知らなかったと言われると、やはり町がこういうふうにしたいのだということがまだ伝わってないということを実感としてわかるわけです。財政が優先するから、時間がないからと計画だけがばたばたと進められると、町民は町に対して不信感を持つのではないのでしょうか。ぜひここできちんと立ちどまって考えていただきたいものです。もちろん財源がなければ建物はつくれません。でも、平成28年の施設のあり方に関する懇談会の意見にもあったように、町民がみずからかかわって工夫してつくったものは誇りを持って次の世代に伝えられるのではないのでしょうか。ということで、最初の質問を終わりたいと思います。

次に、公共交通の施策についてお伺いいたします。

最初の質問にも共通するのですが、ことしの7月の議会懇談会で町の中心部にできる教育施設のことを説明しました。そこで話されたのが、高齢者の足の問題でした。町民に公平なサービスを提供するのは行政の役目だと考えます。

県交通のバスは、おっしゃるように11月25日で2つの路線が来春まで運休になりました。患者輸送バスに私も乗ってみましたが、特に戸河内までの路線は年間を通して交通機関がないために、たくさんの皆さんが利用していらっしゃいました。運転手さんの機転で、乗車している方の身になって、とても親切に運行しておられ、とても感動しました。

東磐交通の、鍋鉾路線というのだそうですけれども、箱石から一関線は1日3回の運行だということで、利用している方もなかなかということで、これは赤字路線だということで、一関市と平泉町が案分をして補っているというふうに聞いておりますが、日曜日が運行がないというふう

に聞いておりますが、これはなぜというか、それはあれなのでしょう、それもやっぱり採算の関係で日曜日が運行しないということになっているのでしょうか。そこをご存じであれば伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

東磐交通さんのバス路線については、もともとは県交通さんで行っていたものです。それで採算路線に乗らないということで廃止路線になったと。それを一関市と平泉町で費用案分をいたしまして運用しておると。

議員も今おっしゃっているとおり、利用人数が非常に少なくて、当初一番スタートは200万円台でスタートしたものが、今回は300万を超えているという状況になってきておりまして、非常に土日、あるいはおっしゃったように日曜日もしたいというのはもっともな話ですけれども、これはどこの公共交通もそうですが、全て行政でやれというのはそのとおりかもしれませんが、どんどんそこを膨らんでいく部分もありますので、皆さんとともにできるだけ利用するような形で、町としても普及啓発をもっとするような形で、皆さんの足をみんなで確保していくような形の普及啓発から町でも始めたいと思っております。今現在では、ちょっと日曜日はできないということと言われておる路線でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

2つ目の質問にあったのですが、県が公共交通網形成計画、策定は平泉町は行わないと。これを計画を行うためには、もちろん答弁にもあったように、策定のための費用も高額だということはおわかりますが、これに類したような計画を行っていくということでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

平泉町は、この網計画つくっておるところは、主には交通網計画をつくっておところは合併した市町村がつくっております。それで、それはですね、合併した市町村の中で重複する路線もありますし、なかなか難しい厳しい路線もある。そういうものを今後どのような形にしていくかという形でつくっておるものでございます。

それで当町の場合は、もう議員がご指摘のとおりでございますが、路線バスとしては4路線、そのうちの3路線が岩手県交通、あと1つが先ほど申し上げました東磐交通のものでございます。もう一つが巡回バスがるんるんバスということで5路線しかありません。これらにつきましては、網計画という形で示すというよりも、既に他の市町村でいえば、もうエクセルの一覧表で済むぐらいの数しかないのです。その中に、先ほど町長も申し上げたとおりでございますが、このたび県と国とともに会議を設置いたしまして、この中にこの患者送迎バス、あとはさまざまところ

で定期券を発行している路線もございますし、あとは保健センターでタクシー補助を出しているという、高齢者、障害者の方にですけれども、そういうものを含めて、全ての交通網というものをちょっと考え直したいというふうに考えておるところです。

ですので、当町といたしましては、ほかの市のように何百という路線があるわけではございませんので、やはりこのコンパクトさというものを生かして、非常に路線も把握しやすいものがございますから、それらをこのたびわかりやすく整理して、より有効なものにしていきたいと。網計画というものの名前にはならないかもしれませんが、当町の場合は繰り返しますけれども、より効果のあるものができるのではないかとというふうには考えておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今までも議会の中でも、一関市の大東地区、あるいは前沢町のようなデマンドバス、デマンドタクシーというものを導入すべきだという意見も大分あったと思うのですが、平泉はそれは考えていないというふうな、検討しますという答えはあったような気がするのですが、現時点でもやはりデマンド型は導入は考えていないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

一関市の舞川地区、あと前沢区ですね、奥州市の、デマンドタクシーやっている実績は前にもご紹介申し上げたとおりです。今減りつつあるというところはあるようです。ただ、当町としましては、デマンド型が平泉にぴったり合っているのかということは疑問かなというふうに思っています、タクシー助成も含めまして、さらにはこの巡回バスをもう少し手厚くすることも考えるべきではないかというふうに思っております。その辺を考えながら、デマンドタクシーを全て否定するわけではございませんが、当町により合った交通施策というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

人口は減りつつも、運転免許を返納する高齢者は今後増えるわけですし、その実態を踏まえた上で、今課長のお話にもありましたように、平泉に合ったやりやすい方向を考えていくということで、今そういった計画はあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

担当課としては、内部では議論はかなり進めてまいりました。その中で、会議が、さまざまな会議というものがいろんな課で持っておりますけれども、できるだけ会議をつくらないできた

いと考えておりましたが、この町長も申し上げた今月14日に開く会議は、バス路線等を変えるためにはどうしても乗り越えなければいけない法定の会議だということですので、その会議を設置するに至ったということでございます。これらを踏まえまして、さらに住民の皆さんの意見等々をお聞きしながら、よりよい形のものをつくっていきたいというふうを考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ぜひとも、住民の足という点では、町の全ての年代にわたって公平なサービスを受けられるように、それは私たちの責務でもあると思いますので、ぜひそういったところを頑張って整備していただければというふう考えております。

また、最近14区の高齢者買い物ボランティアの皆さんが、何かすごい大きな表彰を受けたということで、もう3年近くにもなるんだなというふうに、私も一度参加してみたことがありましたけれども、そういったことも非常に素晴らしいことだというふうに思うわけなのですけれども、でもやはり本来は、先ほど申し上げた公平なサービスということから考えると、やはりやりたくともやれない地域も確かにあるわけでございますので、行政あるいは社会福祉協議会、そういったところがきちんと考えていく必要性もあるのではないかなというふうに考えているところです。

以上、私から2点について質問をいたしました。これで終了いたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告7番、三枚山光裕議員、登壇質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

通告7番、日本共産党の三枚山光裕でございます。通告に従って質問を行いたいと思います。2日目最終盤でお疲れのことと思いますけれども、まる60分間ですのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は4つの項目についてです。

質問の1つは、I L C建設にかかわる危険性・リスクについてであります。

I L Cの誘致に向け、平泉町も推進の立場をとっています。推進の立場からはメリット、すなわちいいことばかりが強調されてきました。一方で、危険性、リスクについてはほとんど説明さ

れてきませんでした。

I L Cは基礎科学の研究ということで、これは当然必要なことと私も考えます。同時に放射能施設でもあり、住民の命と暮らしにもかかわる問題も指摘されております。町民の中にも、不安と懸念が広がっています。平泉町として危険性、リスクについても町民に説明すべきと考えますが、認識を伺います。

質問の2つ目の項目は国保税の負担軽減についてです。

その1点は、国民健康保険税の負担の問題です。

国保税の保険料、保険税ですけれども、協会けんぽなどほかの健康保険より所得に対する負担割合が高いのですけれども、その要因はどこにあると認識しているのか伺います。

国保の2点目は、都道府県統一の国保の会計システムについてです。通告では会計システムとしましたけれども、正確には市町村事務処理標準システムということでありまして、このシステムの導入のメリット、デメリットについてどのように捉えているのか伺います。

国保の3点目は均等割についてであります。国保税の負担軽減のために均等割を引き下げるべきと考えますが、考えを伺います。

質問の3項目めは農業振興についてです。

道の駅平泉はオープンから1年7カ月が経過しました。産直の農産物が非常に少ないと思えます。これでは農商工の振興という当初の目的は達成できないと思えますが、考えを伺います。

最後4項目めは子供の医療費の現物給付についてです。

来年8月から、子供の医療費は小学校卒業まで病院窓口での支払いが必要のない現物給付が実現することになりました。9月の県議会で達増知事が、全市町村の合意が得られたと表明したところであります。現物給付については私も青木町長に対し尽力を要請してきた経過がありますが、こういった経過になったことについて、青木町長はじめ担当課の皆さんの努力に対して敬意を表したいと思います。

そこで、平泉町ではこの子供の医療費の無料化、高校生までと県内のトップ水準となっております。ただ、高校生までの現物給付にはまだ時間を要すると思えます。一方で、中学校までの現物給付についてはあと一歩だと私は認識しております。そこで、中学生までの現物給付の実現に引き続き青木町長の尽力を期待したいと思います。その決意を伺いたいと思えます。

以上、答弁を求めます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番のI L C建設にかかわる危険性・リスクについてのご質問であります。

(1) I L Cは基礎科学の研究とはいえ、放射能施設でもあり、住民の命と暮らしにもかかわる問題も指摘され、町民の中に懸念も広がっている、町として危険性・リスクについても町民に説明すべきと考えるが認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

I L Cを取り巻く情勢は、年内の政府判断に向け、文部科学省が設置した有識者会議での議論を経て、現在、日本学術会議の国際リニアコライダー計画の見直し案に関する検討委員会において議論されている最中であり、提言の取りまとめの最終段階に来ているところであります。

この間、本町では、国内候補地である北上サイトの周辺自治体として、東北 I L C 推進協議会や岩手県 I L C 推進協議会に加入するとともに、県や近隣自治体と連携しながら、I L C の早期実現を願ってきたところであります。

I L C の実現は、次代を担う子供たちにとって世界最先端の研究や技術を間近に触れ、学ぶ機会となり、将来の日本を支えていく人材育成にも寄与するとともに、産業の活性化はもちろんのこと、世界中から研究者や家族が集まる多文化共生社会、震災復興と世界に開かれた東北の実現など、日本の新しい地方創生のきっかけにもなり得るものと考えております。

一方では、議員ご指摘のとおり、危険性、リスク等につきましては、町民の皆様にも必ずしも納得のできる内容でお伝えしてきたとはいええないところもあります。その要因は、極めて専門性の高い内容であるとともに、さらに、それらにつきまして正確に情報提供する必要があることによります。そのため、今後は日本学術会議や研究者等による専門的分野の審議を注視しつつ、専門家によってできるだけわかりやすく説明を行っていただけるように、町としても取り組んでまいります。

今後、町としては、I L C の施設から発生する放射線の管理が徹底され、放射性物質に対し十分な対策が講じられるように、必要に応じて要望等を検討してまいります。さらに、建設候補地の周辺自治体として、関係機関と連携しながら町民の皆様のお一層の理解浸透に努め、I L C 実現に向け引き続き努力してまいります。

次に、2番の国保税の負担軽減についてのご質問の、国保税の保険料、保険税は、協会けんぽなど他の保険より所得に対する負担割合が高い、その要因はどこにあると認識しているかのご質問にお答えをいたします。

国保税が他の保険より所得に対する負担割合が高い要因についてお答えします。

国民健康保険と社会保険ではさまざまな点において制度が異なっております。第1に、国保には扶養という概念がないため、世帯内の加入者数によって保険税が決まります。一方、社会保険の場合は、扶養家族が何人いても保険料は変わらないこととなっております。第2に、国保税の算出方法では、加入者所得資産の状況と人数と世帯をもとに算出されます。一方、社保の保険料の算出方法は、収入や年齢などによって異なりますが、基本的には標準報酬月額掛ける保険料率となり、加えて事業主が保険料の半分を負担してくれるのが特徴となっております。そのため、国保の場合、世帯内の加入者が増えれば増えるほど負担割合が高くなると認識しております。

次に、岩手県統一の国保会計システムの導入について、メリット、デメリットをどのように捉えているのかを伺うのご質問にお答えをいたします。

本システムは、今年度の国保制度改革に伴い、市町村事務の効率化、標準化、広域化の推進のため、国が主導的に開発し、保険者が無償配布するものであります。システム導入のメリットですが、第1に市町村事務の標準化、広域化が図られることにより、県内統一の基準で事務処理対

応が可能になることが挙げられます。第2に、現在の国保システムは制度改正があるたびにシステム改修をする必要がありますが、導入後は国がシステムを改修し無償配布するため、整備費が不要となります。第3に、平成31年から35年度の期間中に標準システム導入する市町村については、導入のために生ずる基幹系システムの改修経費等に対し、特別調整交付金に財政支援が受けられることが挙げられます。

デメリットとしましては、第1に、標準システムについては国が開発しているため、既存のシステムのように市町村ごとに使いやすいようにカスタマイズできないこと、第2に、既存のシステムと一部連携できないため、事務処理が増えること、第3に、標準システムのランニングコストが現在より増加することが考えられます。

次に、国保税の負担軽減のために均等割を引き下げるべきと考えるが考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

さきの質問の中でも回答しているように、国保税の負担割合が大きくなる要因の一つとして、均等割に基づき世帯内の加入者の増加が考えられます。しかしながら、国保税の標準課税総額の構成は、地方税法第703条の4において、所得割総額が100分の40、資産割総額が100分の10、被保険者均等割総額が100分の35、世帯別平等割総額が100分の15と定めており、均等割のみの引き下げはできないこととなっております。そのため、国保税の負担軽減につきましては、さきの議会で的一般質問でも答弁させていただいておりますとおり、今後予定されております国保税率の統一化の状況や、毎年度ごとの保険給付費や国保事業費納付金の推移を注視しながら、均等割のみではなく、現行法の制度に基づき、検討してまいりたいと考えております。

次に、農業振興についてのご質問であります。

道の駅の産直は農産物が非常に少ない、これでは農商工の振興という当初の目的は達成できないと思うが、考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

道の駅平泉は開業から1年7カ月が経過しましたが、農産物の売り上げに関しては、対前年度比で6割弱の売り上げとなっているところでございます。

この間、道の駅に出荷する農産物をふやす方策として、従来からあるビニールハウス設置補助金制度を個人だけでなく団体でも活用できるように制度を改定したほか、平成29年6月に創設した新規作物導入支援事業補助金の制度については、今年度利用しやすいように条件を緩和するなど、方策を講じてまいりました。また、ことしの春には道の駅平泉野菜出荷部会を設立するなど、出荷者みずからお互いに情報共有する中で、消費者に喜んでもらえるよう、時期ごとの品ぞろえを豊富にするための取り組み体制を構築したところであります。

今後の現状を考えれば、補助金制度の活用が少ない状況ではありますが、また野菜出荷部会の活動についても改善の余地が多くあることから、指定管理団体であります浄土の郷平泉を含め、関係機関とも連携し、その対応策を検討してまいります。

次に、子供の医療費の現物給付についてのご質問の、来年8月から子供医療費は小学校卒業まで現物給付、窓口負担無料が実現する、引き続き中学校卒業までの現物給付に尽力されたい、決意を伺うのご質問にお答えをいたします。

小学校までの医療費助成事業に係る現物給付については、県が総合的な子育て支援施策の一環として実施を決定したものであります。医師会等関係機関との協議、協力を経て平成31年8月より実施することになっております。

小学校までの現物給付化では、県が主導して医師会に説明を了承を得たこと、医療機関側のレセプトコンピュータの改修を医療機関の協力をもとに行うこと、市町村単独システム等の改修を行うなど、現物給付に際して関係機関の協議と負担協力が必要でありました。

中学校までの現物給付化を実施する場合におきましても、小学校までの現物給付化と同様に、特に医師会、医療機関の協力が必要不可欠であります。全县統一で実施することが最良と考えられることから、県に対し、さらに早急に実施を要望してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

それでは順次。

まずILCの問題です。

今答弁ありましたが、町民にきちんとやっぱりリスク、危険性についても説明すべきだというふうに聞いたわけですけれども、理解浸透に努め、建設のためにこれからも進んでいくという話でありました。具体的にどういうふうに説明してくれるのかはなかった。

それで、なぜこの問題かということでもありますけれども、結局、少なくない町民の皆様から、いわゆる命にかかわる、健康にかかわる問題だと、とりわけ最近ではトリチウムの問題が大きく心配な問題となっています。それから、自然環境の問題、大きなトンネルを掘るわけですから、その土砂の問題、それから水がやっぱり枯れてくるという問題、自然環境などに対する問題、それから財政負担の問題です。8,000億円下がったとか、あるいはほかのインフラ関係入ればやっぱり1兆円超えるという話もある。それが、世界で負担するという話もあるけれども、地元負担も当然あるだろうということで、そのことは全く明らかにされていない。それから、健康、命と関連するわけですけれども、核のごみの最終処分場化の問題、このことも非常に大きく心配されている町民の皆さん、あるいは近隣の住民の皆さんの考えの大きいところだというふうに思います。

いずれにせよ、そういう点で、当町はお隣の一関や奥州市とは違って、ここにできるわけではありませんから、推進の力の入れる度合いが違っていたのかなとは思いますが。それにしても、広報で22回、リニアコライダーが来るということでずっとやってきました。そういったことがありましたので、やはり当初余り問題とならなかったこうした懸念について、やはりいいところばかりを喧伝しながら、問題点が少しずつ明らかになった中で、これをやっぱりちゃんと町民に説明する、広報でやったわけですから、これは町の責任だと思うのですが、具体的にはどのように考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

I L Cに関しましては、議員もご存じのとおりですけれども、非常に専門性の高い話だろうというふうに思っております。これに関しまして、今議員ご指摘のさまざまな問題が起こり得るという可能性はあろうかと思えますけれども、ここに関しては非常に難しい判断なのかなと、現実にもそのようになるかどうかも含めてですけれども、町としましては、そういう不安の払拭というものは、やはりする必要性はあるだろうというふうに考えております。

ただですね、素人が話すわけにはまいりませんので、やはりある程度のレベルの専門性を持った方をお招きしてお話ししていただくということになろうかというふうに思います。I L Cの計画につきましてですね。そのようになりますと、やはりなかなか町単独でやっていくというのは厳しいのかなというふうには考えておまして、一関や奥州市とも連携させていただきまして、そういう不安の払拭等には今後努めてまいりたいというふうに思っております。

それで、町長答弁にもありましたように、岩手県のI L C推進協議会にも、東北のI L C推進協議会にも入っておりますので、そういった意味でのその辺の方々とともに、より専門性を持った方をお招きして、広域での説明というものを厚くしてまいりたいなというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

今、八重樫課長が答弁したように、さっきも言ったように、周辺自治体とは違っているということだと思うのですが、それでは、ちょっとこの間、私、広報でと言いましたけれども、このリニアコライダーのPR、それからここにかかった予算、どういふのに使ってきた、推進の組織へのというのがあったと思うのですが、その辺はちょっとお答えもらえますか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

I L Cにつきまして、予算化を伴うようなことでは行ってきておりません。ただですね、I L Cの懸垂幕はつくっております。これは町の単独費でつくっておりますけれども、それ以外にはあと、県と東北のI L C推進協議会からののぼり旗等があります。あとは先ほど議員もお話あった広報での宣伝等を行ってきたと。ですから、町としては主に普及啓発に努めてきたというような形になっております。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

私、個人的には、やはりこの間、いろんな会議とか勉強会、講演会などに参加する中で、そんなに、基礎科学は当然その発展のためには必要だという考えを持っていましたが、聞けば聞くほ

ど私でも不安を持ってくる。そういう点では、当然賛成とはどうも言いかねるし、仮に反対まではいかないけれども、いずれ賛成はできないなというのが率直な感想。ただ、今この質問で、平泉町に反対せよというふうに言っているわけではなくて、やはりきちんと町民に情報提供してくれということを私は求めているのであります。

それで、もちろんまだどうなるかはわからないという現時点なわけですから、いろんなこの間推進のいいことばかりが宣伝されてきた中で、やはり町民、住民がいろんな情報の中で、本当に大丈夫なのかとか、やっぱり判断できる、そういうところを町としてはちゃんと提供することが必要だと思います。

それで幾つかなのですが、トリチウムというのもわからなかったのですけれども、三重水素とか、H、水なのですね、簡単に言うと。だから、そのトリチウムは水に溶ける。そうすると体の中で、人間の体は90%水分、水だと思うのですけれども、そうすると最終的にはDNAを傷つけるという点で、ほかの放射線とは違った危険性があるということで、すごく心配がされてきたことだと思うのです。

それから、核の最終処分場の問題ですね。原発はどんどん再稼働する、どんどん行き場がない核のごみがたまっていく。どうするかということになる。そして、北海道、岩手、福島が、地盤が強固なところで候補地にはなる。北海道はだめ、福島もだめ、残るのは岩手だけだ。それから、300メートルだろうと。建つ。ところが、今回のILCの場所は3分の1から半分は山ですから、それは低いところもあるけれども、400メートル以上なのです。そうすると、核の廃棄物の300メートルと言われている地にあうということなのです。だから、そんなこんな考えたり、県で反対したとしても、だいいち今の政権は、本当に国会も無視して何でもありという、暴走というふうに私も言ってきたこともあるけれども、本当に危険だなと思うわけです。原発を再稼働して、それどうするのとなった場合に、やはりそういった政治的な力というのは当然かかってくる。沖縄の問題見ればわかるでしょうという方もいらっしゃいます。そういうことだと思うのです。

それでであります。幾つか、ほかの質問もありますけれども、1つ、広報で経済効果のこと言われてきました。平成27年3月の、これは隣の市長が出ていましたが、45兆円の経済効果とありました。それから、これが7月30日、平成27年だったかな、なると、平成27年12月ですね、雇用25万、これは勝部市長が言っているわけではありません、経済効果4兆4,000億円となっているのですよ。ことし7月30日になると、これは推進室ですけども、ILC推進会議ですね。それまで経済効果、たしか20年で3兆円と言ってきたのが、5兆7,000億円だという。とにかく、全然根拠があるのかと思うわけですが、ちなみに広報で言った45兆円の根拠ってあるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

広報で載せたものは、これはILC東北推進協議会で作った資料を拝見して載せているものです。いずれにしても、反対するにしても賛成するにしても、その根拠というものを明確にやっ

ぱり出さなければいけないので、当町といたしましては、そこから引用したということでございました。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれですね、だからこの根拠というのは本当にあってないというのが正確なところだと思うのです。いろいろ決まっていなことがいっぱいあるわけですからね、そうなんだと思うのです、実は。

それで、私は非常によくわからないのが、震災の復興、それは何で I L C で復興になるのかというところを教えていただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

I L C で復興になるかは別にしても、I L C が来れば復興の手助けにはなるかとは思っているので、そういうふうに考えておりますが。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

経済効果と同じで、結局これ実は根拠がなくて、本当に今、例えば三陸沿岸だったら、漁業法というのが国会で通過しましたが、私から言えば強行されたということで、つまり今まで漁民の方が漁をするのに権利持っていたわけですよ、漁協を通じて。それが企業参入できるというやつ。つまり、そういったことを一方でされている。やはりなりわいとして漁業だとかいろんな商売が成り立つところに力を入れることこそが本当の復興であって、やはり I L C で復興になるというのは本当に取ってつけた理由だとしか私自身は思わない。いずれにせよ、そういったところがあってね、やはりこれはそうなると、今まで言われてきたことは、どうも怪しいと私は思うわけです。

それで、怪しいかどうかはいずれにせよ、先ほど来言っているように、町民が判断する材料、町はこうやって平成28年3月、広報ですけれども、水の問題、土砂の問題、県に聞いてきますとか、そういったことも言っていました。それから、そういう点で、あとは中学生も行ってきました、KEKに。そういったこともありましたけれども、やはりこういったことをずっとやってきたわけです。22回にわたって。やっぱりそうなると、非常に偏った、専門的なことだとさっきおっしゃいましたけれども、やはり広報でやったわけですから、少なくとも広報で、こういう問題、課題があるよというようなところも言うのが筋ではないかと思うわけですがいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

全部読まれているかどうかちょっとわかりませんが、放射線の捨て場になるということも心配している方がいるという号もありますので、別段偏った話ではなかったかと考えています。ただ、町としては、町長が申し上げたとおり推進する立場をつくっておりますので、当然、でもそのとおりで、核の捨て場になるという号もつくっておりますので、その辺は別段偏ってはいなかったかなというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

全部私読みましたので、八重樫課長が言うのもわかります。どこかの町とか、どこかのって岩手県しかないです、本当にひどいなと思ったわけですが、そういう点では一応そういったことも載っていたなというふうには見させていただきました。

その実際これね、財政負担の問題がちょっとあって。これもわからないというのが結論なのかもしれませんが、実際1兆円、仮に最低限の1%だったら100億円というふうに、実はこないだ11月9日に、先月ですね、平泉・9条の会で、もちろんこれは反対とかではなくて、やはり住民にちゃんといろんな情報を提供しようと、判断するのはそれぞれということで、それから、一関だけではないですけれども、ILCを考える会の人たちも別に反対ではない。ただ、やっぱり疑問点を教えてねということ。ただ推進側が小出しにというか、言われて初めてトリチウムありましたというような話だから、不安が増幅していくということ。

それで、平泉・9条の会、11月9日に学習会ありまして、岩手大学客員教授の菅野成寛さんが講師で、なるほどと思ったです。どのくらい地元負担になるのかなと言ったら、菅野氏は、1%だと。そうですね、100のうち最低で1%。これ以上下がないみたいなことなのです。それでも1兆円であれば100億円は負担になるということになるということなのです。なるほどと思ったのですが、実際、そんなことというのは、まだ推定、何も決まっていない段階なのですが、そんなことは何かあるのですか。地元負担について。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

そのような話は今のところ受けていませんので、全くの私見ではありますがけれども、私個人としては、地元負担というものは一切考えてはおりませんでした。それで、仮に100億だとすれば、当町の年間予算は議員もおわかりのとおりですので、当然債務負担を起すこと自体できなくなるということですので、そのようなことが本当にあるのかどうかというのは、ちょっと私では考えられないのですけれども、少なくとも私個人としては、そういう地元負担というものを今まで考えないで進めて、そういうものはないものだというふうに思ってきておりました。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

100億の件はそういうわけで、これは多分地元といえば岩手県全体で100億ですから、仮に人口割にすれば0.6089かな、平泉は。ですからそういうことになるということで、億にはいかない、6,000万。ところが、調べてみれば新幹線、今誘致、ずっと北陸、北海道、やっています。そうすると、新幹線はやっぱり10%。北陸で最初は7%の実質負担、いろいろ国でも補助して、北海道は17%ですね。だからそうなると、仮にですよこれも、向こうも仮って言うているから、平泉は6億となるわけです。いずれそういった問題なのだとということにも、やはり町民は疑問に思っているということでもありますからね、どうでしょう、専門的なのということを言われましたが、繰り返しますけれども、隣と違って、平泉町の立場というのは私もわからないわけではありません。やはり近隣との連携というのは常にお互いやってきたから。ただ、先ほど来繰り返しているように、広報でもう少し丁寧な何か、こういったリスクありますよということをしてできないものか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ちょっとリスクについて広報に載せるというのはなかなか難しいところはあろうかなと思っています。それにつきましても、今3年、時間が前だからいいという話ではございませんが、大分議論もそのとおり深まってきている中ですから、やはり専門家の人の発言というものが重くなっていくのかなと思っていますので、広報での連載というよりも、やはり最初に申し上げたとおり、近隣市町と連携しながら、専門家によってやはり回答していくような形、もしくは不安を払拭していくような形が一番よかろうかなというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

いずれ広報の最終回、清衡公が心配して使者としてケロ平君が来たのであって、清衡公も心配しているんだという話でありました。そういう立場から、重ねてそういったいろんな、確かに専門的なこと、私もわからないことはいっぱいありますけれども、これまでの経過を踏まえるなら、少し検討していただきたいということで、次の質問に移りたいと思います。

国保税の問題であります。

答弁で、扶養の問題、概念がない、それから保険料が増える、ほかの保険にはない資産割とかということで、それで税負担が多いのだということでした。

国保の加入者の構成も、全国的にもなのですが、かつては7割が農林水産業、自営業でしたが、今は無職34%、非正規雇用など被用者が8割というふうに全国的には言われています。この間、構造的な変化で、この7割だった農家、商業者が減って、高齢者、低所得者が増えた。これで財政的にも基盤が弱まったと。

同時に、これには大きな国の責任の問題があると思うのです。この間の国庫補助、減っていると思うのですが、どのようにこうやってきたかと承知しておると思いますが、よろしくお聞かせ

ください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

国保事業に関しまして、国の補助金がどのような変換でなってきたかということだと思いますが、1984年、昭和でいきますと昭和59年度に国の制度が変わりまして、そのときに補助金が下げられたという経過はあります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ、当初は100分の40、4割が、最初は医療費の4割ということだったのですよ。それが、本人今は3割ですけれども、その負担した分の療養費、それに対しての100分の40に変わって、実質37%。今は実質でいうと27%ぐらいが国庫負担の率。ということで、やっぱり国の責任の問題で、財政基盤が弱くなった上に、国も国庫負担を減らし続けたという問題があるわけです。これについては、町長も参加している全国町村会長、それから、全国の知事会でもたびたび、ちゃんと出しなさいよと、そしてこの間の都道府県単位統一の中でも、これ要望の大きなことで、1兆円、具体的に、3年前ですか、全国知事会の栃木の県知事が具体的な数字を言った。これをやればほかの保険並みに下がるということなのです。

いずれ、これは制度上の問題で、平泉がどうだということではなく、平泉下げなくてけしからんというふうに、単純に私も思うわけじゃなくて、ただいずれ町として財政の困難さ、どこにあるのか、正しく認識してもらわなければ、その解決といいますか、住民に対する対応の仕方、手だて、これも違ってくると思いますので、今、平泉町、担当課長が正しく問題を捉えているという点で安心したし、これは非常に大事な点だと思います。

そこで、とりあえずシステムに移りますけれども、システムについて、国の財政支援があるということでありました。そうすると、導入、仮にですね、これ各市町村がこれやるかどうかということで決まるわけですから、導入によって、経費は基本的には国の支援があるということで、かからないという認識でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

100分の100、100%このシステムの改修に伴いまして国の補助があるということで、間違いございません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

10月に盛岡で、神奈川県国保の、県の国保の担当を40年間やってきた方で、これ以上国保に

詳しい人はいないということで、国のこの問題でのいろんな委員にもなっている方です。実はその人が講師だったものですから、私このことを聞きましたら、実はそのシステムの私も委員なのですと。率直に言えば、急がなくていいという、その国の支援も実はまだ不確かなところがあると。ですから、ただいずれ今のままではなくて、課長言われたように100%補填というような方向になってくるので、急がなくてもいいし、ただ、神奈川県でもやったが、なかなか、さっきデメリットもありました、うまくいかないところもあるということでありましたのでね。

ただ、いずれ前回まで私は、6月、9月だったと思うのです、基金、繰越金、現在1億4,000万円でしたが、それを使って国保税の引き下げをと求めてきたわけですが、しかし、町では先ほど来、この都道府県化に伴うシステム、この経費のためにお金をとっておかなければいけないという答弁が続いたわけでありました。しかし、今回の答弁では、いろいろ詳細がだんだんわかってきて、メリット、デメリットも含め、だんだん明らかになってきたというわけで、ただ、基本的には経費がかからない方向だということでありましたから、次に均等割についてお聞きいたします。

地方税法703条の4、ここまで教えていただきましてありがとうございます。均等割は法律でとらなくちゃいけないとなっているのは知っていましたが、ここまで私は引いていませんでしたので、本当に勉強になりました。ありがとうございます。そういうことで、法律がそうなっているから悩ましいわけでありました。

ところで、均等割について、これも6月だったと思いますが、一度議論しました。そのとき、収入のない子供からも税金をとるのかという議論でありましたけれども、ちなみに、子供が4人いる国保世帯、もちろん減免要項ありますよ。それはまずおいといて、その4人分の均等割分の国保税というのは幾らになりますか。まあ、均等割掛ける4でいいわけですから、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

1人当たり均等割が3万9,000円でございますので、掛ける4で15万6,000円となります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

制度とはいえね、これは子供に15万も、1人3万9,000円ですけれども、これ、課長ずっと答弁いただいていますけれども、課長におかしいですかと聞くのも何ですが、どうでしょうね、これ。おかしいというか、これひどいなって思いませんか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

あくまでもこれは国の制度に基づきまして条例で定めておりますので、おかしいかおかしくないかというのはこの場では答弁は避けさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

まあそんなところかなど。いずれにせよ、この均等割というのは、いろいろ国税庁とかいろいろ調べたのですけれども、あるいは世帯割ですか、人頭税という表現もあるのですね。竹中さんという財務大臣でしたか、そう言ったほうがいいというのも何か読んだことありましたけれども、結局この人頭税というのは、人のいわゆる頭数に応じて課せられると。古代につくられた税制なんだそうですね。人類史上最も原始的だと、そして過酷な税だということなそうであります。

均等割という仕組み、これが国保税が高くなる理由だと。これがまだ21世紀の公的医療の税に残っていること自体が、時代錯誤、そして低所得者や家族が多い世帯に重く負担を強いるという点で、つまり逆進性ですよ。収入が高い人がいっぱい納めるのはいいのだけれども、収入が低いほど負担率が高いという逆進性です。やはりこれは所得に応じた、あるいは負担の能力に応じた制度が求められると思います。

そこでお聞きしたいのは、この都道府県化に伴って進められた会議だったと思うのですが、全国高齢者医療国民健康保険所管課（部）長及び後期高齢者云々というのが、平成26年2月17日に会議が開かれ、課長にお伝えしておきました。そのときの資料に、所得に対する国保税の負担状況という資料があります。その所得階層、所得どのぐらいあるか、その人の保険税がどのぐらい負担率があるのかというやつです。そのことで、所得なしから30万、それから200万まで、300万まで、それぞれ率を紹介していただければ。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

率というのは1世帯当たりの額でよろしいでしょうか。

（発言する声あり）

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

所得に対する割合でございますね。それでは、所得なしから30万未満につきましては、所得に対する割合が19.4%、30万以上から40万につきましては12.5%、あと以下、飛ばしてよろしいですか。100万から150万につきましては12%、200万から250万につきましては11%、400万から500万が9.9%、1,000万以上につきましては3.1%ということで、所得がだんだん増えるにつくまして、所得に対する割合は減っていくという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

これは厚生労働省がそういったことを出した資料で、ホームページに行けば誰でも見られますので、こういうふう所得なしから30万が19という一方で300万のところは10.5、ここで倍くらい違う。それから、さっき子供のことを言いましたが、例えば200万までの世帯、ここで子供さんが3人いると、通常は11.5ぐらいなのですが、さっき課長に言っていた、これが子供増

えると15.05%になっちゃうと。18万幾らか。何だかんだで。ということになるわけですよ。やはりこれは相当な過酷な税金なんだと思うわけです。

それですね、時間もなくなりますので、いずれ今、3つの角度から質問いたしました。まずやっぱり今の制度、高過ぎる国保税、運営上の困難さとかいろいろ原因、要因、これは繰り返しますけれども町にあるわけではない、同時に時代に応じた変化に応じた制度の改革が必要だと思うのです。それで、とりわけさっき1兆円という話も言いました。国庫補助の削減、この国の責任の問題は多いと思うわけです。

その上で結論、この国保の結論的なことでお尋ねしたい、求めたいのは、システムの経費は基本にかからない。かからないだろうでもいいでしょう。という答弁でした。そうであれば、9月議会ではシステムにお金がかかることを考えて引き下げができないと言ってきたわけですが、基金繰越金の1億4,000万円、全て取り崩せなどとはずっと言ってません、全部使えとも言っていません。一関で今年度、1世帯これは7,000円を引き下げました。多分平泉だと800万程度だと思います。そういう点では、ぜひ引き下げを検討してほしいと思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

基金につきましては1億4,000万というお話ありましたが、実際は1億2,000万になってございますが、いずれある程度の基金は確保しなければいけませんので、これから広域化に伴いまして、県に対する負担金はどうなるかもまだ見通しがたたないところがありますので、それらも含めまして、税率の改正につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

どのぐらい引き下げるか、金額が多ければ多いほど、引き下げてもらおうほうはいいわけですが、いずれ保険者にとっては多ければ喜ばしいことではありますけれども、しかし金額の大きさ、多さだけではなくて、やっぱり多く集め過ぎたら納税者に返すのが基本だと思いますし、行政の責任だと思います。

何度か課長ともお話ししまして、やはり単年度で赤字になれば、それは繰越金、基金も減っていきます。高齢化が進むわけですから。国保の運営を預かる側からすれば、安定的な運営というのは非常に理解はできます。ただ、先ほど来言っているように、やはりこれは過酷な税だし、そういう点で、幾らかあるのであれば、800万、7,000円、隣と歩調を合わせるとこういう点ではね。であれば、そういったところをぜひ検討していただきたいというふうに思います。その一関と比べても、被保険者1人あたりは何倍でしたっけ、5倍といましたっけ、いずれにせよ基金、多いわけですから、率は。引き下げられないわけではないと思うので、ぜひ検討していただきたい。

もう一つ、となると、子供への均等割、法律だというのは十分承知しています。しかし、加賀市というところ、これ仙台もでしたか、均等割を減免しているわけです。つまり子供の分は、い

ろいろ所得に応じて2割、5割、7割と減免あります。それからさらにその子供の分は減免を講じています。加賀市というところはことしからだと思います。そうやって、いろんな工夫をして、子育て世帯に配慮している自治体もあります。そうしたところも大いに学んでいただいて、子供の均等割は減免するなどの手だてを検討いただきたいのでありますが、この点で最後は町長、この点でいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど議員の発言にもありましたが、いずれ時代が動いてきているんだから、やはり時代に即応した考え方をしてほしいというご発言があったように、今この税も、見通しのきかない、まさに時代が変わってきて、今度県がやるというような方針にも変わってきているわけですから、そういう状況を見ながら、先ほど議員からもご発言があったように、時代を見通しながら対応させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

それでは、次に移りたいと思います。

農業振興についてであります。

私もこの秋ですから、当然収穫の秋で野菜もいっぱい並んでいるんだろうなと思って見たりもするのですが、なかなかやっぱり大変だなというふうに思ったわけです。それで、これからも例えば来年の春、野菜をとろうと思えば、既にまいていたり、ハウスだったら、もしかすると今からということ、5月だったら間に合うのかなということなんだと思います。葉物であれば、早かったりするわけですね。いずれそういうわけで、春には間に合わなくても、来年の夏とか秋には、考えたときに、やっぱり今から手を打たないとだめなんだろうなと思うわけで。

それで、現状、6割、前年度の6割というふうな答弁、最初いただいたと思いますけれども、このやっぱり農産物が確保できない、その原因というのはどこにあると考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

さまざまな要因があるかとは思いますが、出荷者数自体は、オープンして1年7カ月たっておりますけれども、今110人ほどの農産物の出荷者登録数はあります。全体では243名ということで、そのうちの町内の割合は、大体7割が町内ということになってはおりますけれども、やはり手間がかかるということで、水稲、稲とかと違って、やはり種の植えつけから栽培管理、昨今の異常気象というふうなこともありますし、そういったこともあるし、あとは朝早く出荷、6時から7時の間に道の駅に持って行って、そして状況を確認して、仮に売れ残れば回収に何うという

ようなことで、非常に手間がかかると。そして高齢化、やはり後継者不足というふうなことで、なかなか伸びていないというふうな状況でございます。

町としては、先ほど町長が申し上げましたとおり、さまざまな補助制度で支援をしているところですけども、なかなか活用も伸びないというふうなことで、この春に出荷者の部会をつくっておりますので、その辺の部会の、もう少し活性化を町のほうでも支援していきたいというふうに考えています。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

この問題は折に触れて課長にも直接いろいろ話をしたりしてきたので、同じような話を私もそちこちしたかななんて思いもあるわけですが、いずれそこで、町内に野菜がないのかあるものかという話なのですが、ないわけではないと思うのですが、その辺はまずどうですか、今現在。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

もちろんですね、兼業農家が多いわけでございますので、ないわけではないと。その出荷者の方々を中心に、先ほども申し上げましたけれども、やはりかなり手がかかると、そういうことで、なかなかすぐそれでは産直のほうに持っていきこうというところまでは至っていないというふうなことです。道の駅、指定管理者のほうが動くか、あるいは出荷者のほうで、ちょっと今考えているのは、ブロックごとに分けて朝ですね、例えば週に1回か2回収集に向かうというふうなことで、道の駅に直接来れないような農家の方々に対して、こちらから手を差し伸べていって、少しでも品ぞろえを豊富にしていくというふうなことが考えられないかというあたりを、近々出荷者部会のほうとも話し合うことにしております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

野菜はあるって、そのとおりでね、私、18区ですけども、毎年収穫祭やっていて、それで実はこの質問に至ったわけです。うちの収穫祭のほう野菜多くなって率直に思ったわけです。同僚議員の皆さんも言っているわけですが、小島神社でもありました、収穫祭。こっちはもっと多いわけです。やっぱり野菜はあるわけですね。課長言われているように、出すというところまでいかない。もちろんそれでなりわいというふうにはいかないわけですけども、ただ、やっぱり道の駅、そして今はなりわいとしてはならない農業でも、やはり農地を荒らさないと、ご高齢の方が生きがいを持って野菜づくりをして、農地を荒らさない、そういう中で、いずれ農業政策も変わってくるとは私は思っているわけですけども、若い人でも百姓で食っていけるというような政策もいずれつくられると思うわけです。やっぱり農地を荒らしますとなかなかこれは大変なことになる。そういう点でも、やっぱり大規模な園芸でなくても必要なんだろうと思うのです。

それで、原因が明確にそれなりになって、それから、手だても講じようというところもお聞きしました。この指定管理、道の駅そのものが、ということで、何人かの農家の方、そこに出している方でもなかったですね、いろいろな新聞報道なんかでも見ていたり、道の駅の状況を見ている中での感想で、いや、道の駅さばり言ってもわがんないんでないかという話も出て、だから、もううまく連携できないということがあるのかなとか思ったりするのですが、その辺はどうなのですかね、うまく連携は図られているのですか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

その連携というのは、生産者の方々とその浄土の郷平泉、指定管理者のことかとは思いますが、これまでも、これまでも、昨年もですけれども、2回ほど、ことしも加工についてとか、あるいは農薬の使用についてとか、あるいは来年に向けた作付についてというふうなことで、勉強会は開いております。ただ、やはり年2回というふうなことですけれども、月に1回に、毎週というのはなかなか難しいかもしれませんけれども、定期的にもう少し頻度を高めて連携する必要はあるかというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれにせよ、指定管理の担う部分と、それから行政、役場、とりわけ農林振興課だと思うわけですが、農業振興というのはそっち、役場のほうの仕事だと思うので、境目、グレーゾーンというのはあるのかもしれませんが、いずれにせよ、連携も今も図られているとは思っているわけですが、図りながら、そして、これは別な農家の方で、やっぱりいろんな制度つくっても、これも随分前に菅原課長にも、利用者がいないという話があって、やっぱりそれは利用するような手だて、もう少し講じてほしいということも伺いましたし、ハウスの支援も、ちっちゃいのどうなんだ、中古どうなんだという話もちよっときのうも伺ったんで、いろいろ手だては講じているのも承知していますから、引き続き頑張ってください。

それでは、最後、時間もありませんので、なのですけれども、町長に子供の医療費の現物給付について。

今、もうあれですが、中学生までというのは今、滝沢市しかないのです。やってないというのは。だから、小学校までは全部来年の8月からですが、滝沢市がもう中学校までとやれば、県内33市町村全部そろうということで、来年の8月に間に合うかどうかはわかりませんが、足並みがそろうという点で可能になるということなんです。主濱さんに市長がかわりました。町長も政治的立場は同じかなと思うのですが、いずれ引き続き町長のこの現物給付、中学まで、決意をお願いしたい。

議長（佐藤孝悟君）

時間です。

4 番（三枚山光裕君）

はい、以上で終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は12月13日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤孝悟

署名議員 佐々木雄一

同 千葉勝男